

平成28年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成28年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月5日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 9号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 一般質問

3番 松澤文昭

- (1) 優生思想・差別思想に立ち向かう取組と地域活動支援センター設置に関する村の方針について

7番 小池厚

- (1) 村の地震防災対策について
- (2) リニア中央新幹線対策について

6番 柳生仁

- (1) 日本で最も美しい村について
- (2) デマンドタクシーについて

8番 大原孝芳

- (1) 村独自の給付型奨学金導入に向けて
- (2) 田園回帰の課題について
- (3) 災害対策費用保険について

5番 中 塚 礼次郎

(1) 移住・定住促進の取組について

出席議員（9名）

1番	高橋昭夫
2番	
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年12月5日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年12月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 平成28年12月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かとお忙しい中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
- さきのアメリカ大統領選挙におきましては、大方の予想とは異なりトランプ候補が次期大統領に選ばれました。民主党候補としてサンダース氏が善戦したことも驚きをもって受けとめられました。日本のみならず、米国においても格差社会に対する鬱屈が社会に蓄積をしており、それが排外主義とリベラルという2つの全く異なる形であられたのだと思います。ヒラリー・クリントン候補は、格差社会の勝ち組の側の代表だと捉えられ、人々の不満をうまく利用したトランプ氏に敗北する結果となりました。
- 日本政府は、これまで日本通と称されるジャパンハンドラーたちの指図を受け、米国の勝ち組の言うとおりに動いてきたのですが、勝つと信じていたクリントン候補が敗れて慌てふためいています。勝ち組のための協定であるTPPからトランプ氏が離脱すると明言しているのに、安倍政権は衆議院でTPPを承認した上に、トランプ氏を翻意させるとしてオバマ大統領を侮辱することになるのも気にせずトランプ氏に会いに行きましたが、その直後、トランプ氏はTPP離脱を再度明言しました。トランプ大統領が誕生すると、米国はこれまで以上に自分たちの利益に貪欲になるのではないかと危惧します。TPPが空中分解したとしても、それ以上に厳しい2国間協定を要求してくるのではないかと、日米安保もさらに米国の都合のいいものにしようとするのではないかと、米国に従うことしか知らない日本政府は、そのときどうするのか大変心配です。
- カジノ法案についても、余りにも唐突な、降って湧いたような話で、背景にはひょっとするとトランプ氏との会談があるのかもしれないという分析を見かけました。
- ヨーロッパでもオーストリアにおいては排外主義が敗北をしたようですが、社会に鬱積する不満が移民問題をきっかけに暴走し始めています。
- 日本でも格差社会の閉塞感が広がっていますが、何とかこれを健全な形で克服しな

いと、小さな村の懸命な努力などすべてひっくり返されてしまうような大変な事態になってしまうのではないかと危惧をしております。

さて、本定例会に提出します案件は、中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など条例の一部改正が5件、平成28年度中川村一般会計補正予算(第4号)など補正予算が6件、合計11件であります。

何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会閉会、ごめんなさい。定例議会開会のごあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により5番 中塚礼次郎議員及び6番 柳生仁議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表を配付されておりますが、本定例会の会期を本日12月5日から9日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第5号までの条例案件及び議案第6号から議案第11号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

6日は、午前9時から本会議を行い、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

7日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いいたします。

8日は議案調査といたします。

最終日の9日は、午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書、原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況について報告を求めます。

なお、この件は後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

報告を求めます。

○振興課長

それでは、報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき同社に係る第46期の営業報告及び決算並びに第47期の事業計画について報告するものでございます。

決算書にございますように、中川観光開発株式会社の第46期決算は、総売上高1億6,262万円で、前期比95%、855万円の減少となりました。これは、高齢者憩いの家改修工事の影響により5月6月の売り上げが減少したことが大きな要因であります。

部門別では、合宿の増加や秋の観光シーズンの個人客増などにより宿泊の売り上げは増加しましたが、宴会と風呂、売店、食堂等の売り上げは工事の影響などにより減少しております。

総売上高が減少した一方、今期の経常利益は424万円、前期比214.5%、226万円の増となり、前期に続き黒字決算となりました。これは、燃料価格の引き下げや電灯のLED化、節水器の設置等により光熱水費が大幅に減少し、経費を抑えられたことが大きな要因であります。

第47期においては、リニューアルした大浴場のPRなども行いながら、課題となっている調理場の体制を早期に整え、引き続き合宿誘致や新たな企画を検討するなど積極的な営業活動を展開して集客を図るとともに、利用者の満足度の向上に努力していく方針が9月30日に開催された株主総会で確認されております。

村といたしましても、この施設が村内観光の中核として機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からのご支援をお願い申し上げて、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 1 号について提案説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものであります。

人事院は、本年 8 月 8 日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告を行いました。内容は、俸給表の水準の引き上げと一時金の引き上げ、休暇制度の改正及び新設が主なものであります。

給与改定に係る勧告の概要は、1 として月例給は民間給与との格差等に基づき俸給表を平均 0.2%引き上げる、2 として、一時金、いわゆるボーナスは昨年 8 月から本年 7 月までの直近一年間の民間のボーナスの支給実績から期末勤勉手当の支給月数を年間で 0.1 月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するというものであります。

改正内容であります。第 27 条第 1 項第 1 号では一般職の職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率をそれぞれ 100 分の 10 引き上げ、同項第 2 号では再任用職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率を 100 分の 5 引き上げるものであります。

附則第 8 項では、現在、55 歳以上の 6 級職員については本来の給与から 1.5%を減額する給料の抑制を行っておりますが、期末手当においても同様の措置を行っており、今回の勤勉手当の支給率の引き上げに合わせて減額率を改正するものであります。

また、別表第 1 行政職給料表を表のとおり改めるものであります。

実施時期につきましては、国と同様に、月例給については平成 28 年 4 月から、一時金については平成 28 年 12 月期からとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 号 中川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 2 号について提案説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与改定を提案させていただいたところではありますが、議員の皆様の手当についても同様に改正を行うため本案を提出するものであります。

改正内容ではありますが、第 5 条第 2 項の期末手当について 12 月の支給率を 100 分の 10 引き上げるもので、平成 28 年 10 月期から適用するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 3 号について提案説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与改定を提案させていただいたところではありますが、村長、副村長及び教育長の期末手当についても同様に改正を行うため本案を提出するものであります。

改正内容ではありますが、第 2 条第 2 項の期末手当について 12 月の支給率を 100 分の 10 引き上げるもので、平成 28 年 10 月期から適用するものであります。

- よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
- 議長 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
- 議長 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第7 議案第4号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について及び
日程第8 議案第5号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 議長 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、
日程第7 議案第4号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
及び
日程第8 議案第5号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
を一括議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 議案第4号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。
今回の改正は、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、中川村税条例の一部を改正するものでございます。
例規集は第1巻1751ページからとなります。
お手元に新旧対照表をお配りしてありますので、条例とあわせてごらんください。
附則第19条の9は、台湾において生じた利子、配当等を有する者に対し村民税を分

離課税することについて定める利子及び配当等に係る特例の追加となります。

附則第 19 条の 10、第 19 条の 11 は、附則第 19 条の 9 を新設することに伴う条ずれと字句の整備となります。

施行期日につきましては平成 29 年 1 月 1 日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 5 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台間租税取り決めが締結されたことを受け外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、中川村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

例規集は第 1 巻 2051 ページからとなります。

附則第 10 項、附則第 11 項は、台湾において生じた利子、配当等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることについて定める規定の追加となります。

附則第 12 項、第 13 項は、附則第 10 項、11 項を新設することに伴う項ずれの整備となります。

施行期日につきましては平成 29 年 1 月 1 日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 4 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 5 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 号 平成 28 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長

議案第6号 平成28年度中川村一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条で予算の総額に2,470万円を追加し、予算の総額を36億1,420万円とするものであります。

地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。

4ページをごらんください。

第2表 地方債補正は、変更と廃止で、変更は事業の実施状況に合わせて村道維持修繕事業、過疎対策事業債ソフト分の限度額を2,580万円から2,790万円に、橋梁修繕事業、全村2橋とありますが、小平大橋、観音沢橋であります。過疎対策事業債の限度額を580万円から760万円に、消防団詰所整備事業、第3部詰所改修、渡場地区に存するものであります。は、過疎対策事業債の限度額を730万円から1,000万円に、総額で660万円増額するものであります。

廃止につきましては、中学校体育館屋根雨漏り修繕事業の調査、実施設計、過疎対策事業債ソフト分ではありますが、本年度の修繕工事で雨漏りがとまったため、大規模な修繕は学校全体の長寿命化まで先送りすることとし、廃止をするものであります。平成32年までに長寿命化計画を立てる予定であります。

7ページをお願いいたします。

歳入であります。

14款 分担金及び負担金であります。

民生費の負担金25万4,000円で、児童福祉費の負担金につきましては児童クラブ利用者負担金であります。利用児童が増えていることから、おやつ代を見込み増額するものであります。

社会福祉費負担金、老人施設入所者負担金につきましては、追加の措置1人と徴収金階層区分の変更1人分の増額であります。

8ページをお願いします。

16款 国庫支出金。

衛生費の国庫負担金であります。5万7,000円です。未熟児養育医療等国庫負担金につきましては、支出額の増額に伴う国庫負担金の増であります。

国庫補助金の民生費国庫補助金8万7,000円であります。臨時福祉給付金等給付事務にかかわりますシステム改修費の補助金であります。

土木費国庫補助金は882万4,000円の減額ではありますが、当初予算の計上額よりも社会資本整備総合交付金につきましては道路維持管理費にかかわる交付金が減額になったことに伴うものであります。

9ページ、17款 県支出金であります。

衛生費の県負担金2万8,000円あります。国庫負担金同様支出の増額に伴う未熟児養育医療等県負担金の増額であります。

農林水産業費の県補助金であります。2,758万3,000円です。担い手確保経営強化支援事業で農業用機械等の導入に対する補助である事業ですが、それにつきまして2,735万9,000円の増額。

中山間地域直接支払事業交付金につきましては、協定面積の追加に伴います増額であります。

林業費の補助金につきましては、森のエネルギー推進事業補助金でペレットストーブ設置補助1台分の追加になります。

民生費委託金につきましては、民生児童委員の交付金が当初予算に対しましての交付額の県からの増額通知による追加であります。

10ページをお願いします。

18款 財産収入です。財産貸付収入で79万4,000円、教員住宅分で更正減であります。入居者の減少に伴う減額であります。

11ページ、22款 諸収入。

預金利子1万4,000円です。これで収支の調整を行うものであります。

雑入8万2,000円につきましては、総務課関係で主要地方道松川インター大鹿線渡場交差点歩道設置工事にかかわる県からの防犯灯移設補償費になります。

12ページをお願いします。

23款 村債であります。

事業の進捗に合わせたものでありまして、4ページの地方債補正で説明をしたとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

13ページ、歳出であります。

各費目にわたりまして給料、職員手当と共済費の人件費の計上がありますが、本年度の人事院勧告に基づくもので、内容につきましては33ページからの給与費明細書のとおりでありますので、この部分につきましては説明は省略させていただきたいと思っております。

議会費につきましては補正額9万4,000円の増額であります。職員のみならずとなっておりますが、現員分は、現在1人欠員となっておりますので、現行予算の中で対応をいたします。

14ページ、総務費の2276 CATV事業4万2,000円についてはビデオカメラの修繕料であります。

2281 電子化推進事業20万9,000円です。今年度、整備を行います公衆無線LANのCEKのインターネットの利用であります。今年度、整備を行います公衆無線LANのCEKのインターネットの回線の利用料になります。委託料につきましては、シンクライアントシステムの保守業務でありまして、庁内ネットワークの強靱化のためのサーバー導入に伴う保守委託でございます。

15ページ、2101 財政管理費であります。9万5,000円です。震災の復興特別交付税の返還金で、平成24年と25年度分の過大交付金の返還金になります。

2202 庁舎管理費95万7,000円です。修繕料で役場庁舎のブレーカー改修で

ありますが、電気保安点検の結果によりまして電気設備の技術基準に沿いまして漏電ブレーカーを設置するものであります。

最下段の2257 むらづくり事業110万円ではありますが、補助金でそれぞれ対象事業が増えておりまして、特色ある地域づくり事業は1件分、空き家活用促進事業は2件分の補助を追加で行うものであります。

16ページをお願いします。

2257 地方創生推進事業16万2,000円であります。報償費から委託料を除きまして、使用料につきましては既に計上してあるものの節間の調整であります。

13の委託料ではありますが、図面作成委託業務ということで、お試し住宅、お試しオフィス実現に向けての建物整備のための図面の作成委託になります。

ちなみに、婚活セミナー等の記載がそこにございますが、平成29年2月、東京で開催予定のイベントの講師謝礼、また会場の使用料等になります。

2431 自治振興費150万円であります。集会所周辺施設整備補助金で、現在2地区を見込んでおりますが、これまでの地区集会施設整備の補助につきましては、増改築に対して3分の1でありましたが、敷地内の舗装やトイレ、水回りの整備については対象となっておりますでしたが、要望があることから、補助率を3分の2に引き上げ、舗装や水回りの整備も対象としたいということから補正を行うものであります。なお、事業費の下限は10万円以上ということで見込んでおります。

2432 防犯対策費8万2,000円であります。地区防犯灯修繕は松川インター大鹿線の歩道設置工事で必要となる移動を行うための費用であります。

18ページまでをお願いします。

民生費の4001 社会福祉総務費31万5,000円のうち負担金及び交付金であります。負担金につきましては、上伊那広域連合の負担金で、臨時福祉給付金のシステム改修事業増に伴う負担金の増額であります。

民生児童委員活動費につきましては、県からの委員活動費の増額決定によるものであります。

4101 国民健康保険費は140万円であります。国民健康保険事業特別会計への繰出金で、出産育児一時金の増額によるものであります。

4201 老人福祉事業422万4,000円ではありますが、老人施設の措置費、養護老人ホームの措置費であります。本年度、新たに2人の入所があったことに伴う増額であります。

19ページの繰出金ではありますが、介護保険事業特別会計への繰出金であります。介護保険事業で行います包括的支援事業、任意事業の臨時職員の追加分とケアマネジメント業務の委託料であります。

4408 老人福祉施設管理費8万1,000円あります。高齢者憩いの家用の机であります。これまでのものが老朽化しており、新規に3台を購入するものであります。

4601 保育所費の11 需用費ではありますが、みなかたの賄い材料費であります。園児数の増加と野菜高騰分の増額によるものであります。

4603 児童クラブ運営費につきましては児童クラブのおやつ代で、利用児童増のためであります。

20 ページをお願いします。

4809 母子保健事業であります。未熟児養育医療の給付費であります。1人2ヶ月分、30万円が支出として見込まれますが、予算現額では不足が見込まれるため増額を行うものであります。

21 ページ、中ほどの5101 農業振興事業につきましては2,725万円ということで補助金であります。担い手確保経営強化支援事業補助で、融資を活用しまして農業用機械、施設を導入する際の融資残に対しまして補助を行うもので、補助対象経営体は片桐地区の4経営体になります。トラクター、コンバイン、田植え機、パイプハウスの導入を行うものに対する補助となります。

5103 水田農業対策事業は財源組み換えであります。

5112 中山間地域直接支払事業につきましては、集落協定に基づく営農活動等実施農地の交付金で、協定面積の増加に伴うものであります。

5121 農業施設管理事業30万円は修繕料で、農産物加工施設の排水管修繕になります。

22 ページをお願いします。

下段の5651 林業振興事業であります。

補助金で森のエネルギー推進事業補助金につきまして、ペレットストーブ設置に対する補助1台分であります。

上伊那森林組合施設整備補助金につきましては、組合が導入します高性能林業機械と貯木場の塗装に対する中川村分の補助金になります。組合の総事業費は2,757万円であります。

23 ページの5851 商工振興事業50万円ではありますが、空き店舗等活用推進事業であります。当初1件分を見込んでおりましたが、2件の活用が見込まれることから増額を行うものであります。

5901 観光施設管理事業につきましては、小渋釣堀場の管理等前の柵の修繕工事があります。老朽化により危険なため修繕を行うもので、延長は28mを予定しております。

25 ページをお願いします。

25 ページ、6455 村道新設改良事業800万円ではありますが、委託料から19の負担金、補助及び交付金まで、本年度行っております7路線の事業実施状況に合わせて調整を行うものであります。工事請負費の増要因は西原の大林赤坂線の改良に伴うものが主なものであります。

6501 橋梁維持管理費525万円であります。工事請負費、負担金、補助及び交付金につきましては、社会資本整備交付金の増額によりまして国道153号にかかる小平大橋と葛北地区の中電送水管にかかる観音沢橋の工事を行うための追加であります。

6652 村営住宅建設事業につきましては、測量・調査業務ということで建設予定地

のボーリングの調査と土地分筆代になります。

26 ページをお願いします。

2711 非常備消防費であります。

修繕料につきましては一般修繕であります。主なものは車両用バッテリーの交換とか真空ポンプの修繕になります。

負担金、補助及び交付金の負担金であります。上伊那消防協会負担金は消防団長事務担当者研修会の負担金の追加であります。幹部教養訓練負担金については伊南の消防協議会の負担金であります。

2751 消防施設事業であります。

使用料及び賃借料につきましては、詰所下水道使用料の増加によるものであります。

工事請負費につきましては、渡場地区にあります第3部の詰所の増築工事で、土質不良に伴います基礎工事と屋根の塗装工事分になります。

補助金につきましては、消防施設整備補助でありまして、2地区から消火栓用ホースの購入と防火水槽フェンスの修繕の追加要望があることから補正を行うものであります。

27 ページ、7010 学校給食センター運営事業の賃金であります。臨時事務職員賃金であります。職員の異動に伴いまして6ヶ月分の賃金の追加を行うものであります。

28 ページの教育費につきましては、小学校管理費、中学校管理費とも、施設の維持管理上、修繕を行うための費用で、ごらんいただいた内容になっておりますので、よろしくをお願いします。

30 ページをお願いします。

災害復旧費、6691の公共土木施設災害復旧費であります。上伊那広域の連合負担金であります。これは事業費の増額による増であります。

31 ページ、公債費であります。2852の地方債利子償還事務であります。償還金利子割引料で、平成27年度の借入債の利子、更正減であります。当初見込んでおりました利率よりも安く借りられることができまして減額をするものであります。

32 ページ、予備費であります。予備費で調整をいたしまして予算現額が3,551万1,000円となるものであります。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。特別会計は担当課長から説明いたしますので、お願いいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第10 議案第7号及び日程第11 議案第8号の特別会計補正予算を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 議長 「異議なし」と呼ぶ者あり
 異議なしと認めます。したがって、
 日程第10 議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算
 (第2号)
 及び
 日程第11 議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
 を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
- 保健福祉課長 それでは、保健福祉課に関する特別会計補正予算について説明いたします。
 まず、議案第7号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。
 第1条で総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を5億9,200万円とするものです。
 事項別明細書により説明させていただきます。
 最初に歳入ですが、5ページをごらんください。
 国保税の減免課税分ですが、今回は予算額に調整のために60万円を計上いたしました。
 6ページの繰入金ですが、出産育児一時金の増による一般会計からの繰入金140万円の増です。
 続いて歳出です。
 7ページの保険給付費では、柔道整復師等の施術にかかるものとして一般被保険者の療養費を200万円、出産育児一時金を当初の5件分から10件分に拡大することで210万円、それぞれ増額いたします。
 8ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。
 次に、議案第8号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。
 第1条で総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を6億2,700万円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5ページの国庫支出金及び6ページの県支出金は地域支援事業の包括的支援事業、任意事業の事業費増に伴うもので、国庫補助金33万6,000円、県補助金16万8,000円のそれぞれ増額です。

7ページの繰入金37万1,000円の増は、一般管理費及び包括的支援事業、任意事業の事業費増に伴う一般会計からの繰入金です。

8ページの雑入で補正額の調整を行いました。

続いて歳出であります。

9ページの一般管理費は要支援認定者に対するケアマネジメント業務の委託料20万3,000円の増です。

10ページ、地域支援事業の包括的支援事業、任意事業の賃金86万4,000円の増は、総合事業の開始に向けて臨時職員の勤務日数や勤務時間が増加していることによるものです。

11ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第12 議案第9号及び日程第13 議案第10号の特別会計補正予算を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、

日程第 12 議案第 9 号 平成 28 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

及び

日程第 13 議案第 10 号 平成 28 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 9 号及び第 10 号について提案説明いたします。

まず、議案第 9 号 平成 28 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 308 万円を追加し、総額を 2 億 508 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、新規接続にかかわる負担金 350 万円の増額と前年度繰越金の確定による 42 万円の減額を行います。

歳出は 7 ページをごらんください。

7801 総務費は給与改定による給料、手当等の増減に伴い 27 万 9,000 円を増額し、7810 公共下水道維持管理事業はマンホールポンプ修繕料 100 万円と公共ます設置工事費 150 万円を計上し、9 ページ、予備費を 30 万 1,000 円増額して収支調整をしたものであります。

続きまして、議案第 10 号をお願いいたします。

平成 28 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 116 万円を追加し、総額を 1 億 2,816 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、新規接続にかかわる分担金 140 万円の増額と前年度繰越金の確定による 24 万円の減額を行います。

歳出は 7 ページをごらんください。

7901 総務費は給与改定による給料、手当等の増減に伴い 11 万 2,000 円を増額し、7910 農業集落排水維持管理事業は公共ます設置工事 60 万円を計上し、9 ページ、予備費を 44 万 8,000 円増額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず議案第9号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第10号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
 日程第14 議案第11号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 議案第11号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)について提案説明をいたします。
 今回の補正は、収益的収支では落雷による水道施設被害に対する保険金の収入と給水管の工事費及び総係費の不足を計上するものです。また、資本的収支では建設改良費を増額して計上するものです。
 予算書本文、第2条で収益的収支、水道事業収益の営業外収益に350万円を追加、水道事業費用の営業費用に119万円を追加し、収入総額を1億3,220万円、支出総額を1億869万8,000円とするものであります。
 また、第3条で資本的支出、建設改良費を650万円増額し、総額を8,650万円とするものであります。
 収支の不足額は6,698万1,000円となりますが、勘定留保資金等で補填することとします。
 また、第4条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を19万円増額し1,483万円とするものです。
 10ページ、予算実施計画明細書をごらんください。
 収益的収支では、営業外収益の雑収益に保険金収入350万円を計上いたしました。これは、8月23日、落雷後に判明をいたしました被害報告に対する損害保険金であります。
 11ページ、収益的支出では、営業費用の配水及び給水費は給水管布設がえ工事費に100万円、総係費は給与改定に伴う職員の給料、手当で19万円増額します。
 続いて12ページの資本的支出ですが、建設改良費の牧ヶ原水源ポンプ更新工事費に350万円、排水管測量設計費に300万円追加するものであります。牧ヶ原水源ポンプ更新工事は、落雷によるものであり、部分的な修繕であれば収益支出に計上するものであります。今回はポンプ本体の更新工事ということで資本的支出に計上をしてあ

ります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、28年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分とします。

〔午前10時04分 休憩〕

〔午前10時20分 再開〕

○議 長

会議を再開します。

日程第15 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭議員。

○3 番

(松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書により、相模原市の津久井やまゆり園で起きた殺傷事件から見える差別思想、優生思想に立ち向かう、あるいは乗り越える取り組みと障害者との交流の場としての地域活動支援センターの設置について村の方針をお聞きします。

さて、私が所属する厚生文教委員会では、障害者福祉について勉強会を重ねてきました。そんな折、相模原市の知的障害者施設津久井やまゆり園で……

○議 長

松澤議員、マイクのスイッチは入っていますか。

○3 番

(松澤 文昭) すみません。もう1回最初からやる。いい。わかっているからいいね。

そんな折、相模原市の知的障害者施設津久井やまゆり園で殺傷事件が起きました。19人が刺殺され、27人が負傷した事件では、容疑者が元職員とあって障害福祉の現場への衝撃が大きいものがありました。26歳の容疑者の男は、衆院議長に宛てた手紙の中で「障害者は不幸をつくることしかできない」と書いており、逮捕後は「不幸を減

らすためにやった。」などと極めて独善的な考えを供述しております。

厚生労働省のチームは、事件再発を防ぐため、経緯を検証して中間報告を公表しており、措置入院の経緯における行政や病院の連携不足で退院後の支援が不足していた実態もわかりつつあります。

やまゆり園で働いていた容疑者が意思疎通できない障害の重い入所者を計画的に狙ったという、この選別が優生思想そのものであり、決して許されないけれど、特別にゆがんだモンスターとして断罪されることでは事態は治まらないと思います。何が起きたのかは今後の検証でさらに判明してくると思いますが、同時になぜ起きたのかという問題から目をそらすことはできないというふうに感じております。

また、亡くなった19人の名前を警察がアルファベットで匿名化にして発表しており、警察は遺族から匿名にしてほしいと強い要望があったとしており、追悼集会では「この国は優生的な風潮が根強く公表できない。」と遺族がメッセージを読み上げております。家族が非道な犯罪の犠牲になってもなお世間に隠さなければならない、これが日本の社会の現実です。

このような現実を踏まえ、人は誰でも他人を差別する可能性を持っていることを認めて、自分の中の差別する心と向き合い、みずからと周囲を改める努力を続けなければ社会は変わらないというふうに考えます。社会を変えるためには、障害者とオープンに交流できる場を設置することにより繰り返し学び、知性を鍛える場をつくり、どんなに思い障害があっても決してその人を排除しないという理念が揺らがぬよう、優生思想、あるいは差別思想に立ち向かう、乗り越える力を磨き、地域の中に伝えていく必要があると考えます。

そこで、村長は9月定例会において8番議員の一般質問における答弁の中で相模原殺傷事件の感想及び村民へのメッセージを述べております。この事件がなぜ起きたのかという点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 私も報道を見聞きしている範囲でしか存じ上げておりませんので、その中での感想ということをございますけども、おっしゃるとおりですね、その犯人の一人の個人的な問題というよりも、もっと日本の世の中全体が、効率がいいとか悪いとかですね、そういう効率偏重の価値観に塗り込められているというようなことが一つには原因があるのではないかなというふうに思っています。効率を上げるためには無駄をなくしていかななくてはならないと、これは、もう、今おっしゃった不幸でしかないからなほうがいいんだみたいな、そういうふうな、本当はもっと豊かないろんなつながりとか楽しみとか、いろんなことがあるにもかかわらず、もう自分のそういう狭い価値観でしかものを、狭くさせられてしまった価値観でしかものを見られないというふうなことがあるのかなというふうに思います。それによって人々が追いつめられているのではないのかなというふうに思うところです。

中国の「荘子」という本に「無用の用」ということが書いてあって、世の中の無駄をどんどんどんどんそぎ落としていった結果、ものすごくぎすぎすして、結局世の中が回らなくなっていった破綻してしまうというふうな、そんなふうなことも書いてあ

りますけども、そういう無駄はなくさなくてはいけないという追い詰められた気持ちの中で、自分自身のですね、価値を彼自身が何か肯定できなくなって、何とか自分を肯定したいけども肯定できないという中で自分より弱い人を攻撃して、それをなくすことによって自分に価値を与えられるのではないかなというふうな、そういう非常に屈折した思いになったのではないのかなと、こう、そんなふうな想像をするところがございます。ですので、その効率だとか、金銭的に換算した価値だとか、そういうものではない、こう、文化とか風俗とか芸能だとか、人と人とのつながりの中で、こう、見出す楽しみとか信頼感とか、そういったところにですね、本当の価値があるんだと、お金の価値なんていうものは、幾ら頑張ってお金を集めたって結局むなしだけだっというものは、もう昔から言われていることなので、そういうふうな多様な豊かさみたいなものをみんなで楽しめるような、そういうゆとりある社会にしていかななくてはいけないんじゃないのかなというふうなことを感じました。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長のほうから容疑者のそのなぜ起きたかというふうな部分でのお話があったわけでありましてけれども、先ほども申し上げましたように、私は、この津久井やまゆり園で働いていた容疑者が意思疎通できない障害の重い人、入所者を計画的に狙ったという、この選別が優生思想そのものであるというふうになっているわけでありまして。それとともに、容疑者は元職員であり、この増悪犯罪の背景にある優生思想、差別思想が容疑者や一部の精神を病んだ特殊な人の考え方ではないかなというふうになっているわけでありまして。人は誰でも他人を差別するような可能性も持っているというふうになるわけでありまして。

また、先ほども申しましたけれども、追悼集会では「この国は優生的な風潮が根強くて公表できない。」と遺族がメッセージを読み上げているわけでありまして。家族が非道な犯罪の犠牲に遭ってもなお世間に隠さなければならないというような状況にあるわけでありまして。

前段、申しましたように、容疑者は特殊な人で、特別にゆがんだモンスターとして断罪されることでは事態は収まらないのではないかなというふうになっているわけでありまして。

優生思想、差別思想が決して容疑者や一部の精神を病んだ特殊な考え方ではないというふうになっているわけでありましてけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうになります。

○村 長 先ほど申し上げたとおり、世の中全体のそういうぎすぎすした価値観みたいなもので、ある意味、犯罪を犯したその人もですね、追い詰められている、自分自身が、もう意味がない、つまらない人生をこのまま終わるのかみたいなことなんか彼の気持ちの中にはあったのではないかなと思いますので、だからといって許されるっていうわけではないですけども、世の中全体のそういう、こう、価値観で人を追い詰めていくという風潮の中の一人の彼もまた犠牲者で、その発露、犠牲への発露が自分より弱い人に向けられてしまったのではないかなというふうな感想を持ちます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長が言われましたように、容疑者一人ではなくて、世間との

中でということがあるわけでありまして、前段、申しましたように、人は誰でも他人を差別する可能性を持っているということを認めて、自分の中の差別する心と向き合い、みずからと周囲を改める努力を続けなければ社会は変わらないというふうに考えているわけでありまして。

また、まずは現実に関心を持つことが大事でありまして、障害者と家族が社会の中で感じている息苦しき、あるいは、何がそれを生み出しているか、地域や職場、家庭などの中で関心を持つことが大事だというふうに考えます。そのためには障害者が置かれている環境や障害者自身のことをもっと詳しく知ることが重要であります。どんなに重い障害があっても決してその人を排除しないという理念が揺らがぬよう、繰り返し学び、知性を鍛えるために、障害者とオープンに交流する場をつくり、優生思想、あるいは差別思想に立ち向かう、乗り越える力を磨き、地域の中に伝えていく必要があると考えますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○村 長

一般の——一般のというか、人たちが障害のある方たちと交流して、お互いに理解を深めていくというのは本当に大切なことだというふうに思います。

前にも保育園の運動会で子どもリレーだったかと思いますが、一生懸命走るのをほかの子どもたちがもう大きな声で元気に応援している姿というのが、また、それに応えてですね、手を振りながら元気に走っている姿っていうような形っていうのは本当にものすごく感動をいたしました。そんな形で見ていてですね、障害のある子以上にですね、ほかの子どもたちが、こう、その人間性のすばらしきみたいな、いろんな人がいて、それが、一生懸命頑張って楽しくお互いに頑張っていくということがどんなにすてきかというふうなことを、一番子どもたち、ほかの子どもたちが習っているんだなというふうなことを感じて、すばらしいなというふうに思いました。

私の母親も認知症が随分進んでしまいましたけど、そんな中でも、中学校とか、文化祭とかに時々一緒に行ったりもして、そういう中で、歌が歌われると一緒に自分も声を上げたりして、周りの子どもたちがびっくりして振り返ったりしてはいたけども、そういうふうな形でいろんな接点を持っていくというふうなことっていうのは、こう、みんなの気持ちの幅が広がっていく、許容範囲が広がっていくことになるというふうなことを思いますので、本当にすばらしい大事な事かなというふうに思います。

○3 番

(松澤 文昭) そこで、これから具体的なことをちょっとお聞きしたいというふうに思うわけでありまして、今、村長から話がありましたように、障害者の多くは社会活動に参加したいというふうな気持ちは持っているということでありまして、何らかの理由が障壁となり参加できないというのが実態かと思うわけでありまして。これらの壁を解消する対策が求められているというふうに私は思っております。

自分の居場所、役割を見つけれない障害者、これらの人々の実情や思いを受けとめ、そして一人一人の個性に合った役割を見出すことを支援する機能が必要だというふうに考えているわけでありまして。そのためには、障害者がいつでも立ち寄れる相談拠点に加え、その人の個性に沿った役割を自分で発見できる機会と体験をさせてくれ

る活動拠点としての地域活動支援センターの設置が必要だというふうに思うわけであり、ますけれども、この地域活動支援センターの設置につきましては地域生活支援事業実施要綱の中で市町村の必須事項となっているわけであり、ますけれども、この点について村長はどのようにお考えでしょうか。

○保健福祉課長

地域活動支援センターにつきましては私のほうから答弁させていただきます。

ご指摘のありました地域生活支援事業実施要綱でありますけれども、そちらの中で地域活動支援センターのことにつきましては機能強化事業を必須事業としていただいております。これは既存の地域活動支援センターの職員体制の強化ということであり、まして、具体的には職員の常勤化を求めるというものでございます。したがって、この地域生活支援事業によって地域活動支援センターの設置が必須というふうになるものではないというふうに理解をしております。地域活動支援センターにつきましては、いわゆる障害者総合支援法のほうに地域活動支援センターに通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する、そういうことが必須だというふうにされているところでございます。したがって、センターに通わせ、必要な支援を受けるようにするという点につきましては、必ずしも村内に事業所を設置することを意味しないというふうに理解をしております。

地域活動支援センターにつきましては、今までも現在も必要があれば利用できるようにしてきておりますし、今後も、その考え方については変わりがございません。

○3 番

(松澤 文昭) 法律では、確かに近隣の市町村に通わせてもいいという形になっているわけであり、ます。

近隣の市町村にあります地域活動支援センターにつきましては、5月時点であり、ますけれども、宮田村に地域活動支援センターなごみの家、駒ヶ根市の地域活動支援センターたんぼぼの家、飯島町の障がい者地域センターやすらぎ、松川町の地域活動センターあすなろがありますけれども、中川村の障害者がこの近隣の市町村の地域活動支援センターに通っている、あるいは利用している実態を調べますと、宮田村の地域活動支援センターなごみにつきましては中川村の利用者は現在なしということで、数年前まで若干の人が利用しておったという状況でありますし、駒ヶ根市の地域活動支援センターたんぼぼの家につきましては駒ヶ根市民のみが対象という実態ということであります。それから、飯島町の障がい者地域活動センターやすらぎにつきましては、現在、中川村の住民が2名利用しているという状況であります。それから、松川町の地域活動センターあすなろにつきましても中川村の利用者はなしということで、以上が近隣の市町村の利用実態であります。

先ほど申しましたように近隣の市町村に通わせてもいいということになっているわけであり、ますけれども、利用実態を見ますと、たとえすぐ隣の町でも障害者にとってはとても遠い場所になってしまうということで、中川村の障害者が利用できる地域活動センターが現在のところ近くにはないというような形になってしまうということで、障害者にとっては、たとえ近隣の市町村であっても遠い施設になってしまうというよ

うな方向、利用実態だというふうに考えているわけでありませうけれども、こういう理容事態を踏まえてどう考えるか、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思うわけでありませう。

○保健福祉課長

身近な場所だということのご質問かというふうに思うわけですが、障害者総合支援法の中で可能な限り身近な場所において支援を受けられるというふうなことを求めているわけでありませうが、これはあくまでも社会参加の機会の確保のための条件というふうに定義をされているところでありませう。もちろん遠く離れた所、不便な所に行かなくてよいということというふうに理解をするわけでありませうが、それは必ずしも村内だという意味ではないというふうに思ひませう。

中川村の地理的な条件につきましてもは今さら申し上げるには及ばないと思ひませうけれども、このことは、社会参加の機会の確保という点からは必ずしも不利なばかりではないかというふうに思ひませう。北にも南にも行くことができるという条件でありませうから、だからといって村内にそういったところがなくてよいというふうには思ひませうせんけれども、これまでもスイートピールームや児童発達支援など、できることはやってきておひませうし、これからの財源とか担ひ手の点についても配慮しながら、なるべく身近な場所だという趣旨に添ひうように努力はしていきたいというふうに思ひませうけれども、村内にすぐというふうな状況にはないかなというふうに思ひませうているところでありませう。

○3 番

(松澤 文昭) 確かに法律上では今言われたような解釈になるかと思ひませうけれども、先ほどの利用実態を申し上げたように、中川村の近隣の市町村でも中川村の障害者は利用できていないという実態があるということだけは認識をおひませうしたいと思ひませうわけでありませう。

そういう中で、障害のあるなしにかかわらず住みなれた地域で暮らし続けたいということは人々の共通した願ひであるというふうに私は思ひませうておひませう。これは障害者にも尊重されるべきことだというふうに思うわけでありませう。

障害者基本法が改正されましても、障害者総合支援法の中に基本理念が新たに創設されました。その中で、可能な限りその身近な場所において必要な、ちょっと中段を省略しますけれども、後段で支援を受けられることと新たな基本理念が創設をされました。この新たな理念に対する考え方につきましても、村長、あるいは保健福祉課長の考え方はどうでしょうか。

○保健福祉課長

先ほど申しましたように、その基本理念はできるだけ身近な場所だということでありませうが、必ずしも村内にというふうには意味をしないかなというふうに思ひませうておひませう。中川村といたしましても、非常に地形的にはと申ひませう、地理的には広い範囲でありませうして、仮にそういった施設をつくったとしましても、その場所によっては今よりも必ずしも身近にならないことも想定をされるわけでありませう。したがひませう、村内にあるから身近だというふうには必ずしも言ひ切れぬのかなというふうに思ひませうておひませうし、これまで、現在利用がないとは言ひませうても、これまで利用されてきた方の経過からしましても、その方にとって通ひやすく特性に合った場所であったのか

なあというふうに思います。一つ決まった場所、そこしかないというふうなものではなくて、その人の向きに合った適切な支援が受けられる場所が確保されるということが重要なのかなというふうに思っているところであります。

村内の利用がとといいますか、村内からの利用は少ないというご指摘でありますけれども、一定程度、就労であったり、その他の事業所に多くの方は既に通われているということがありますし、全く、いわゆる引きこもってしまわれていて社会との接点がないという方につきましては、仮に事業所ができたからといって、すぐにそこにつながるというわけでもなかろうかというふうに思います。やはりきちんとした介入をしていく、社会に出てきていただく取り組みということがむしろ重要なかなというふうに思ひまして、これは施設というよりは人材の問題かなというふうに思っているところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 村長はよく一般質問の答弁の中で、行政は少数意見だとか、あるいは弱者の意見に耳を傾けるべきとの持論を述べているわけでありまして、この弱者である障害者がいつでも立ち寄れる相談拠点ということに加えまして、その人の個性に合った役割を自分で発見できる機会を体験させてくれるという、こういう活動拠点としての地域活動支援センターのⅢ型っていうのは非常に重要だと考えるわけでありまして、ちょっと村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 障害者の皆さん方のための施設としては、ちょっと一番気にかかっているのは、精神障害のある子どもたちを持っていらっしゃる親御さんがですね、自分たちが年老いた後どんなふうになるのかなというふうなことをすごく心配してグループホームをつくりたいとおっしゃっていますが、なかなかそれば実現できないというふうなことがあって、その辺についてもですね、やっぱり村民というか、みんなの理解というものが必要なんだなというふうなことで、先ほど申し上げたとおり、いろんな接点増やしていくということは大事だというふうに思っています。

しかし、おっしゃっているような施設をですね、だからといってすぐ直結で中川村にハード的に用意する必要があるかというのと、ちょっとその辺は、少し、今、保健福祉課長から答弁がありましたとおり、ややそうではないのかもしれない、そうではないのではないかなというふうに思っています。村として、規模が小さいので、想定される利用者の数、あるいは運営するスタッフの確保、何人確保しなくちゃいけないとか、その辺のことを考えていくと無理が結構大きいのではないのかなと、そして、近くはないとおっしゃいましたが、近隣に幾つか公的なもの、あるいは私的なもので、私設のもので民営の施設もありますので、そういうところを利用する、そういうことを今までもやってきたので、そういうふうなことも大事なことかなというふうに思います。

個性というふうなこと、個性に合ったというふうなことを議員はおっしゃいましたが、やっぱり、その利用する方とその施設との間の相性ということがあって、今までも、近くの施設に通い始めたけど、何かこう、やっぱり相性がよくなくて、そこじゃなくて、少し遠いところにですね、行き始めたというふうな、そういう、そちら

では非常にいい関係ができて落ち着いていらっしゃるというふうなことがありますので、村内に一つこれができたから、そちらにどうぞということだけで解決するんじゃないで、やっぱりいろんな相性というふうなこともあるので、そんなふうなこともあるんじゃないのかなというふうに思います。

いろんな交流とか触れ合いとか、いろんなことをやっていく、生きがいなり、やりがいなり、毎日を楽しむための場所というふうなことでいけばですね、そういう施設だけでは必ずしもないだろうし、それをつくればいいとするふうな形で終わっちゃうと、何かそれはそれで非常に狭めてしまうことにもなるのかなというふうに思います。

前、前回のときにはふれあい福祉広場の取り組みが大変すばらしいというふうなお話もしましたが、そういうイベント的な形で交流の場を用意するということがありますし、もっと言うと、例えばチャオとかでお買い物して「ああ、どうも、こんにちは。」というふうな形の、そういうふうな、もっと日常的な形のおつき合いが広がっていくのが一番いいんだろうなというふうに思います。

ただ、先ほど課長が申し上げたようにですね、施設、あるいはそういうイベントとか、日常的なことについても、おうちから出ないというより出られないというふうな言い方のほうが正しいのかもしれませんが、そういう形の方が実際はとて多くて、そちらのほうが一番気になっているところでございます。なので、そういう場所を用意するから、はい、どうぞというよりも、そういう、こう、引きこもりという言い方がいいのかどうかわかりませんが、そういう方に対してさまざまなアプローチをしながら、まずは、ちょっとしたふれあい福祉広場かもしれないし、ちょっとした文化祭の何かかもしれないし、そういうところに出てきてもらうこととか、だんだんとそういうふうな形で接点を増やしていくというふうなことをやっていくほうが大事なんじゃないのかなというふうなことを考えている次第でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長のほうからグループホームの話もあったわけでありまして、中川村でも、一時、グループホームの検討もしたけれども、地権者を含めて、その近隣の皆様方の反対があってできなかったというふうな話も聞いているわけでありまして。前段、申しましたように、やはり触れ合いの場を、グループホームの前段の部分、もっともっと、こう、フランクにつき合えるような、こういうような、そういうようなものをつくって、村民と障害者が交流できるような場を第一弾としてつくっていかないと、グループホームも私は立ち上げができないというふうに思っているわけでありまして。

そういう中で、既にご承知かと思っておりますけれども、地域活動支援センターのⅢ型っていうのは、事業形態としては地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業をおおむね5年以上有し安定的な運営が図られているということ、それから、2つ目は、このほか自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能であるということになっているわけでありまして、職員の配置については基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とするということになっているわけでありまして。それから、利用者については1日当たり実利用人員がおおむね

10名以上となっております、要するに、単的に言えば、建物さえ準備できれば現在ある社会福祉法人等に中川村に地域活動支援センターの事業を指定管理事業として委託できるということであるわけであります。したがって、専門職を備えた相談支援の専門機関である地域活動支援センターのⅢ型っていうのは、中川村にとって、前段、申しましたように村民との交流の場としても重要なかなというふうに思っているわけでありますけれども、その点について村長の考えはいかがでしょうか。

○保健福祉課長

まず交流の場としての地活センターということでありますけれども、お話にありましたとおり、過去、障害者のグループホームのいきさつというものを考えますと、場所は非常に重要な問題といえますか、大きな課題かなというふうに思います。交流という視点が、これまで余り注目をしてこなかったといえますか、気にしてこなかった点であろうかなというふうに思いますが、交流となりますと、なおさら、そのアクセス、よく普段から人寄りがあるようなところがよいのかなというふうに思うわけですが、より一層、そのハードルが高くなるのかしらというふうにも思うところがあります。設置をするということになれば、村は当然努力するわけでありますけれども、関係される皆さんがそういう気持ちになってもらえるかどうかということが一番大きな課題かなというふうに思います。ご指摘のとおり、施設や運営についての要件は、Ⅲ型というのが一番緩いものでありまして、必要な広さと物がありさえすれば設置をすること自体は可能だと思いますが、一番の問題は実利用人数10人というところが果たしてどうなのかなというふうに思っております。地活センターの利用は知的・精神障害の方々かというふうに思われるわけですが、村内では約40名程度かなというふうに思いますが、そのうち半数くらいは既に就労系の事業所に通われておりますし、グループホームに入られている方もいらっしゃいます。さらに、先ほどから申し上げておりますように、なかなか社会参加自体、外に出てくること自体が難しいという方も多くいらっしゃいますので、実際に利用が想定されるのは恐らく5～6名くらいしか、ちょっと今のところは、村内では想定がしにくいかなあというふうに思っております。ただ、施設の設置する場所によりましては、魅力のある場所、施設であれば村外からも利用ということも見込めるかもしれませんが、いずれにしろ、村内の障害者ということだけを見ますと、事業所の規模的に果たしてやっていけるかなというのはちょっと危惧をしているところでもあります。村内のサービスを使われている方の中には、より身近な場所での希望をされる方も当然いらっしゃると思いますが、先ほど申しましたように、どこに設置するかによって、より身近と言えないこともありますので、その辺も十分考える必要があるかなというふうに思います。

また、先ほどから申しておりますように、社会参加の機会という点からすれば、村外も含めて幅広い交流の機会が得られるということに十分配慮すべきであるというふうに思っているところであります。

○3 番

(松澤 文昭) 今、課長の答弁にありましたように、やっぱり障害者っていうのは、その障害の程度とか、あるいはその内容によっていろんなニーズがあるかなと思うわけであります。したがって、必要とされる支援も千差万別でありまして、それを正確

に、やっぱり把握して必要な支援につなげるということが大事なと思うわけであり
ます。したがって、先ほどから申しましているように、常設の相談機関がやっぱり必
要かなあというふうに思っているわけであります。障害者の身近にあって、それでい
つでも気軽に立ち寄れるオープンな施設が必要かなあと思うわけであります。これま
で社会参加の少なかった障害者が一歩踏み出したいと思ったとき、すぐ身近にいつ
でも開かれた場所があるということが大事なあと思うわけであります。

また、村民にとっても障害者が置かれる環境や障害者自身のことをもっと詳しく知
ることが必要ではないかなと思うわけであります。

中川村には障害者と交流する場所がなかなかないわけであります。したがって、障
害者と村民が交流できる地域活動支援センターⅢ型の設置を改めて要望したいと思
いますけれども、村長のお考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

○村 長 先ほど私からも申し上げたし、課長からも申し上げましたけども、想定される利用
者の数、あるいはそのための専門、きめ細かなことをしていくためだったら、それ
であるほどですね、専門的な知識、経験のある方が必要でございますので、結構ハード
ルは高いと思います。そして、そこに出てこられる方よりも、もっと前に、いろんな
サービス、スイートピールームなんかにも来られない方もいらっしゃるし、いろんな交
流の機会、イベント的なものにも来られない方もいらっしゃる、ずっと家にいっしや
る方もいらっしゃるし、そういう方への、こう、こちらからのアプローチ、そういう、
こういう交流の場があるから、さあ、皆さん、どうぞいっしやいというふうな形じゃ
なくて、今も現に職員、頑張ってやってくれていますけども、そういう引きこもっ
ていらっしゃる方に対してどういうふうなアプローチをしていくのかっていうふうなこ
とのほうが、切実な問題が、課題、問題というか、課題ですよ、その辺をどうい
うふうにやっていけばいいのかというところがちょっと切実かなあというふうなことを感
じております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたように、中川村自体がその施設の設置をして運
営をしなくても、先ほど申しましたように専門職を備えた専門機関であります業者に
指定管理業務として委託をしても運営できるということでもありますので、そういう点
で、そういう専門の機関に委託、指定管理事業として委託してもいいんじゃないかな
あと思うわけでありますけれども、その点について村長はどうでしょうか。

○保健福祉課長 私どもの立場から仮に地活センターを設置した場合の運営につきまして研究をして
きておりますけれども、直営ということは考えておりませんで、しかるべき法人、団
体等に指定管理というような形が、委託になるか、いずれにしろ、そういった形での
運営ということを想定をしているところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 今の話でいきますと、検討はされているということでもいいんでしょ
うか。

○保健福祉課長 検討というよりは、研究という段階かなあというふうに思います。村内では、障害者
の支援に関しましては社会福祉協議会が相談支援事業所を立ち上げていただきました。
経験のある職員の方に入っているということもありまして徐々に機能をし

始めているのかなあというふうに思います。まずは、そういったところから実態をきちんと把握をしていただき、必要な支援がどうあるべきかということについてのご意見もいただきながら、より研究を深めていきたいというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 障害者の多くは社会活動に参加したいという気持ちは持っているわけでありましてけれども、何らかの理由が障壁となり参加できていないというのが実態であります。これらの壁を解消する対策が求められているというふうに私は思っております。

また、村民にも、どんなに重い障害があっても決してその人を排除しないという理念が揺らがぬよう、繰り返し学び、知性を鍛えるために、障害者とオープンに交流できる場が必要だと考えております。この障害者とオープンに交流できる場が地域活動支援センターのⅢ型というふうに私は考えているわけでありましてけれども、中川村が障害者にとって暮らしやすい村になるように要望したいと思っておりますけれども、再度、村長の答弁をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 繰り返しになりますけれども、いろんな形の接点のとり方もあるし、そしてまた、今、おうちの中にずっといらっしゃる方もいらっしゃるので、そちらの、その施設をつくってというふうなことに、こう、絞り込んで、そちらのほうだけに進んでいくのではなくて、もっと幅広くいろんな形のアプローチ、そういう場を用意するというふうなこともあるし、そういうときを——ときというか、イベント的なものかもしれないし、それからまた、もっと言うと、そのご自宅のほうにこちらからアプローチをしていくという、そういうふうなことも必要だし、そういう、こう、いろんなトータルの中でどういう形ができて、どういう形が効果がありそうなのかというふうなことを検討していかなければいけないのかなと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 繰り返しになりますけれども、やはり私は、前段、申しましたように、村民と障害者が交流できる場はどうしても中川村に必要なだなあと思っているわけでありまして、そんな点、また、幾らか研究をしているという話がありましたので、前向きに研究をしてもらって、いい方向づけになって、中川村が障害者にとって暮らしやすい村になるように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次ぎに、7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告いたしました2問、すなわち、1つ、村の地震防災対策について、2つ、リニア中央新幹線建設に関する質問について質問をいたします。

最初に、9月定例会の一般質問で地震防災対策について村の取り組みを質問いたしましたが、引き続きこの問題について村の考えをただしたいと思っております。

新聞報道によりますと、去る10月16日付の信毎の一面に災害避難所開設費用を補償する団体保険制度が来年の5月から導入されることが記載されておりましたが、この補償制度については、これまでも災害発生に伴う避難勧告あるいは避難指示のおくれが指摘されておりますけれども、そのおくれの一つに、行政側が避難勧告等を出し

ても結果的に被害が出なかった場合、行政として避難所開設をしても、現在はその費用を自前で用意することになるため避難勧告等をなかなか出せないでいるというのが実情であって、こうしたおくれをなくすために、今回、全国町村会と損保大手のすね、損保ジャパン日本興亜が共同で開発したということであります。

現在でも災害救助法や激甚災害法が適用されるような甚大な災害の場合には、こうした開設費用が認められていると思うんですが、この法律が適用されない一般の台風とか、あるいは豪雨などの自然災害では、費用の出る当てがなかったのが実情だったと思います。

今回のこの災害対策団体保険はですね、これら自然災害が対象で、地震とか火山噴火による災害は対象から外れるようでありますけれども、私個人としては大変よい制度だと思うわけであります。

そこで、まず、この新聞記事について内容を承知しているのか、また、この保険制度ができるということに対してどう捉えているか、村長にお尋ねをしたいと思います。

○村 長 この制度は全国町村会で始めたというふうなことで、全国の会長でもあり長野県の会長でもある藤原会長のほうからですね、町村長の集まりのあるときに、こういう制度を始めることになったからというふうなことで概略のお話をいただいております。

ただ、その避難所開設とか避難勧告、避難命令等々を出すときにですね、費用がネックになって、それをためらうというふうなことは、余り、ほかはわかりませんが、中川村の場合、余りないんじゃないのかなというふうに思います。ためらうのは、避難勧告、避難命令、出したことによって逆にいろんな負担がかかって、その、この、体の悪い人なんかは無理な避難を強いることによる危険性と、どっちがあれだとか、そのときの天候だとか、そのときの時刻だとか、いろんなことの中で、どっちがいいのかというふうなことで悩むというのが実態ではないのかなというふうに思います。なので、その金銭的に、後でその避難にかかった費用が返ってくるから気安くできるということは、そんなに、それほどメリットとしては感じるころでは、私的にはありません。特に、その守備範囲といいますか、そのカバーされる範囲だとか、あるいは金額等々に比べて入ったほうがいいのか悪いのかというのはよく考えてみてというふうな形で、待っていました、これがあっておかげだというふうなことでぱっと飛びつくようなものとは、ちょっと今のところ、そんな、それほどには感じていないところで、冷静に考えなくちゃいかんというふうなところですけども、それほど、この、ニーズにびしっと、そういう、この、そういうニーズを持っている自治体もあるかと思っておりますけども、中川村の場合にぴったりくるというふうなことはそんなにないのかなというふうなのが正直なところですよ。

○7 番 (小池 厚) 行政の規模にもよりますんで、また被災の頻度っていいですか、そういうこともあると思いますので、村長、今、答弁になるかとは思いますが、私的にはですね、これはいい制度だなというふうに捉えたわけでございます。

例えばですね、次にですね、質問するんですけども、さきの議会で、防災倉庫の中身、これについて総代会で内容を説明して住民に周知をしていただいたと思うんで

すが、この制度によりますと、補償の内容が、実際にですね、その避難してきた人たち、洋服など生活必需品とか、そういったものが必要になると思うんですけども、学用品、あるいはトイレですね、簡易トイレのほか、医療の関係、それから職員の超過勤務手当などにも適用されるという非常に範囲が広いということのようです。防災倉庫の中の準備品に加えてですね、こうした物資も備えることができれば、そのとき避難してきた人たちにもですね、安心して避難所にいてもらえると思うわけです。

新聞にもありましたけれども、試算として年間の支払限度額が2,000万円の場合で年97万円、これは限度額に応じてですけども、中には1,500万円とか、あるいは500万円、そういったような3つのタイプがあるそうでございます。それは年間ですけども、1回の支払限度額は500万円、300万円、100万円というようなタイプもあるようです。

私はですね、勧告や指示の出しおくれによる人災を防ぐためには、「転ばぬ先のつえ」ではないですけども、この保険制度に入っておいたほうがいいのではないかというふうに考えるわけですけども、村長は、中川村はそれだけのあれがないのではないかというような、今、お話ですけども、再度、入る気があるかどうか、率直にお答えを、お考えを聞きたいと思います。

○総務課長

私のほうからお答えをいたします。

おっしゃるとおり、保険は、もしものとき、あるいは万が一のため、加入するに越したことはありませんけれども、保健の内容等、よく確認、検討してからということが大事かというふうに思います。

それで、質問の中にもありましたけれども、この保険につきましては、正式には全国町村会災害対策費用保険制度というものであります。

それで、保険の内容ですけども、大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害、そのうち地震、噴火またはこれらによる津波を除くというものですが、その自然災害またはそのおそれが発生し、町村区域における防災を目的とする避難指示もしくは避難勧告の発令または避難準備情報の発表を町村が行ったことを要件として、町村が負担する費用について保険金を支払うというものであります。ただし、災害救助法の適用を受けた災害は除くというふうになっております。

それで、対象となる費用については8項目例示されておりますけれども、避難所の設置、2として炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与、医療及び助産、学用品の供与、輸送費、職員の超過勤務手当等の人件費、消耗品等ということになっております。

それで、保険料、中身であります、やはり発言でありましたように3プランありまして、A、B、Cということでプランが用意されております。年間支払限度額も2,000万円、1,500万円、500万円、それから、1事故支払限度額が500万円、300万円、100万円というふうになっておりますけれども、一番安いプランCで申し上げますと、基本的に、まず、51万円プラス住民数掛ける10円ということでありまして。中川村の場合、人口5,000人としますと、住民数掛ける10円で5万円です、51万円プラス5

万円が56万円が年額の掛金ということになります。それで、Cの場合ですが、年間支払限度額が500万円ということになります。

そういうことですので、防災の観点からは検討は必要というふうに思いますけれども、まず地震が対象外でありますとか、保険料が高額であるということ、あるいは中川村の過去の災害の状況等を考えますと、この保険制度ができたからといってすぐに加入するという状況にはまだないのかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○7 番 (小池 厚) 今、総務課長から保険金額が高額だというお話でございました。

私的には、97万円以下だったら、限度額にもよりますけれども、今、課長から500万円の場合だったら56万円だというお話でしたけれども、そんなに高額ではないのかなというふうに私は思いました。これは行政の仕事をやっておられる方がそういうことであれば、それもやんごとないことかなというふうに思いますけれども、私としましては、今回この質問をさせてもらったということはですね、確かに、中川村においてはですね、そういった被災のあれは少ないかもしれませんが、いつ何どき起こるかわからないという、そういうことを考えたときに、やあ、やっておけばよかったなというふうに後で後悔するよりも、金額の多少はありますけれども、ここですらね、こういった制度を有効に使うような、そんなところで、金額がもっと下がればいいだろうということもありますけれども、ぜひ、今、言われた、課長のほうで今は入らないけれども研究に値するというふうにおっしゃられたので、前向きに捉えていただいたというふうに理解をするわけですが、ぜひですね、この制度、使えるものだったら使っていただきたいというふうに思って質問をしたわけでございます。今後の前向きな検討をお願いしまして、次の質問に移ります。

次にですね、もう何回も質問させてもらいますけれども、リニアの中央新幹線対策、これについて質問をさせていただきます。

去る10月の19日に開催されました第9回の対策協議会、ここで提出が決まりましたJR東海への要望書3と長野県への要望書2、これの回答は、そのとき11月の21日までに文書で回答しろというふうになっておりましたけれども、まず最初に期日までに届いたのか、これは、その後、私も含めて対策委員の皆さんには、12月の20日ですか、開催ってということで通知が来たんですが、第10回の対策協議会の開催通知と同封でそれぞれ回答文が入っていたんですが、期日までに届いたかどうかというのをまず確認したいと思います。

○総務課長 まず、JR東海からは11月21日、それから、長野県からは11月18日に、それぞれ文書で回答がありました。とどきました。

○7 番 (小池 厚) わかりました。

これまでですね、対策協議会からの要望に対してなかなか、特にJR東海ですけれども、対応が非常に悪くてですね、説明会するとき、あるいは協議会でも、非常にその信頼関係に傷をつける、そういったことでですね、強く言っておったんですが、今回は、そういったことをなくしてですね、ちゃんと期日までに文書で届いたという

ことでありますから、これはそれなりの評価をしなきゃいけないかなというふうに思いますが、第9回の協議会が開催された後、幾つかの大きな動きがありました。一つは11月1日に行われた南アルプストンネル長野県工区の起工式であり、もう一つは大鹿村とJR東海とで交わされた確認書だと思うわけです。

まず、その最初の起工式ではですね、一部、工事に反対される住民の人たちが起工式の出席者に対して横断幕等を広げて工事着工に抗議の意思表示を行っておりました。この間のJR東海の地元への説明は、報道されておりますように通り一遍の説明で、事業を前に進めるためのアリバイづくりだと言われても仕方がないような役人的な対応だったと思っております。しかしながら、工事差しとめの仮処分申請をするには、殊、ここまで来てからではですね、機を逸した感が否めません。

私は、以前にも質問の中で言ったように、環境への負荷を極力少なくし、住民生活の安全・安心をしっかりと守らせるように、例えば工事に伴い発生する残土処理に関する覚書等、条件を付して文書で確認すべきだと思うけれども、村長はどう考えているか、改めて考えをお聞きしたいと思います。

○村長 ちょっと通告用の原稿をつくったので、少しちょっと違ったので、今、つじつま合わせをしております。ちょっとごめんなさい。——ちょっとこのまま、大鹿村さんとJR東海が協定書を締結したというような、通告にございましたけども、それについては、工事用車両の通行等に関する確認書ということ、それを10月19日に結んでおります。それについてはですね、その当日か、多分、当日、その日の夜だと思っておりますけども、ホームページ上で公開されておいて、もう既に誰でも読める状況になっているところがございます。

そして、村としましてもですね、JRさん並びに県さんとの協議事項についてはですね、口頭のやりとりではなくて、文書でしっかりと、みんなが同じ理解で、その場にいなかった人も共有できるような文書によるコミュニケーションというふうなことで、それをかつ公開をしていくというふうなことが大変大事なことだというふうな考え方で、JR東海、それから県との交渉の当初からその方針でやってきております。それについてJRさんのほうは、なかなか文書で出すことについて、文書で出すけども判子は押したくないとかですね、誰の判子は嫌だとかですね、いろいろそういうふうなこともあったりもしたわけなんですけども、とにかく、我々のほうからはそういう要求をしております。そういうようなことについて、村からJR、県に対して出している要望書も公開しておりますし、それについていただいた回答についても、文書でいただいて、それもホームページ上で公開をするようにしています。

それからまた、対策協議会での議事録、口頭でいろんな議論があったやつも議事録として記録をとり、それも公開をしているところがございます。

おっしゃっているような協定書とか、あるいは覚書とかいうような、そういうような表題がついていなくてもですね、そういう要望書、あるいは回答書、それから議事録というようなものを文章化して、それを公開していくというふうなことで、実質的にJRに対して、その蓄積がですね、きちっとした工事をしなくてはいけないという

形に外堀からだんだん埋めていくという、協定書と同等の拘束力を持たせることができるというふうに考えて、その蓄積を行ってきているというような、そういう状況でございます。

○7 番 (小池 厚) 協議会のですね、内容を議事録にしてですね、公開してくれているという、非常に事務局の人たちは苦勞されていると思いますけれども、今、村長おっしゃられるようにですね、実質的な、そういった文書のやり取りでですね、縛りをしていくんだというような答弁でございましたけれども、あれだけもんでいた大鹿村がですね、最後、先ほど村長が言われましたように、19日にですね、村長とJR東海が、現地の事務所だと思うんですけども、確認書ということですね、文書を改めて、今までのやつをまとめた形で、確認書という形で結んだということ、非常にこれは大きなことで、今までJRっていうのは、覚書はしてもですね、協定書、あるいは確認書というものは取り交わしたことがなかったというふうに私の中では捉えているんですけども、こういった確認書、これは覚書書、覚書と同じような内容でございますけれども、工事用車両の運行に関する、そういったものがですね、取り交わされたということは、これは大きなことだというふうに思います。それだけにですね、今後、JRも、あと10年後ですか、開通をするというふうな、そういった事業計画に基づいてですね、それをおくらせることなくやりたいというような、そういった工事の進捗にですね、一方ならぬ決意を持って取り組んでいるというのが感じられるわけですけども、だとすればですね、それを逆手にとるっていういい方は表現がよくないんですけども、そちらがそれだけの熱意があるんだしたら、こちらの地元に対してもそれだけの誠意を見せてよというようなことですね、大鹿村さんに倣うわけじゃないんですけども、中川村としてもですね、これまでやってきた、その確認書にかえてですね、それを踏まえた中での文書のやり取りですね、大鹿村さんと同じような確認書でも結構でございます。リニア建設に伴う工事車両の運行にかかわる確認書、これをやはり締結する時が来ていると思います。これは、中身については、まだ、協議会でですね、要望事項等を出している段階ですので、まだ、なかなかそういったところまで行かないかと思っておりますけれども、大鹿村は本体工事が始まって、工事用車両が実際に、掘削土の運搬ですね、残土処理のダンプが通り始めますので、今やっておきなきゃということで締結になったと思うんですが、中川村の場合には、まだまだっていいですか、そういった言い方は失礼ですけども、ダンプがですね、下りて来るには若干の猶予があると思うんで、今後ですね、この協議会を中心に、そういった確認書の中身をですね、検討する時期、さらには、その後ですね、確認書を締結する、そういったことをやっていくということが必要になってくると思うんですが、その点について村長に再度確認をさせていただきます。

○村 長 実質的に、法律적으로는ですね、いろいろ、そういうこれまでの議事録を含め質問状、回答書っていうのは、こういうふうにやりますというような形になっていますので、それは、確約されているのはわずかかもしれませんが、手続上、法律的には同等の効果があるものだというふうに考えているところでございます。

一つ、例えばですね、主要地方道松川インター大鹿線、本体工事のほうは、おっしゃるとおり、今のところ、まだ本体工事の残土が通るとい状況にはなっていませんけれども、それに先立ってですね、主要地方道松川インター大鹿線に拡幅工事をやるとか、新たにトンネルを2本掘るといふうなお話があります。その中で、特にですね、そのトンネルの掘った廃土をですね、半ノ沢に積んで、半ノ沢の部分の松川インター大鹿線の改良に使いたいというふうなお話があるというふうなことで、そのことについてはですね、県、県道ですから、県、長野県と、それからJR東海、トンネルの工事はJR東海の発注ですから、その2者の連名でですね、主要地方道松川インター大鹿線道路改良工事に伴う建設発生土の仮置きについて（協議）、そういうふうな、ともかく文書を出してくださいということで、そういう要求、文書の提出を要求して、そういうふうな文書を出していただいています。その中では、特に私のほうでこだわったのは、半ノ沢への、その廃土の置くという行為がですね、万が一、その半ノ沢の部分の県道改良に、構造上、物理的に何か使えないというふうな話があったときには、そのまま置きっ放しにせずに速やかに撤去する、どこかに持っていくというふうなことを一言入れてほしいというふうな形をお願いをして、そういうふうな形の文書の提出を求めて、それが提出されています。

そのほかにも、具体的にですね、今までのその協議会のやりとりなんかのこととか要望事項、それから、それに対する回答みたいな形の積み上げだけでは不足であると、こういったことについて、何か特別な協定書なり覚書なり、そういうものを結ぶべきだというふうなテーマがありましたら、一般的に協定を結ぶべきだと言ってもしょうがないので、具体的に、大鹿村も現在では、現時点で結んでいるのは工事用車両通行等に関する確認書であって、本体工事の部分まではまだ行っていないというふうなことでございますので、具体的な項目で、このことについては、このこと、しっかりと念を押さなくてはいけないという部分がございますらですね、ぜひ、対策協議会のほうにですね、対策協議会委員のお立場でですね、こういうことについて協議会の名前で協定書を結ぶ必要があるのではないかというふうな形で提案を協議会のほうにさせていただいて、協議会としてそれを諮っていくというのが、協議会をつくった趣旨からしても、それが一番きれいなのではないのかなというふうなことを思いますので、ぜひ、問題意識の部分でですね、協議会のほうにご提案をいただければありがたいなと思います。

○7 番 (小池 厚) 今、村長から、協議会とJRというか、事業主体というふうなところで確認書っていうことなんですけれども、やはり、その確認書っていうのは行政と企業者で結ぶべきものだというふうに考えます。中身についてはですね、協議会の中でしっかりもんでですね、確認書内容はするにしても、最後の確認書の締結は、やはり大鹿と同じような形で締結すべきではないかというふうには私は思います。

いずれにしても、既に県道の拡幅改良あるいはトンネル2本の工事が始まっておりまして、私のいる渡場の交差点もですね、交通量が増えてまいったというふう聞いております。この間、それこそ、繰り返しになりますかもしれませんが、

交差点のそばのですね、一番狭い部分のお宅へ行って、おばあさんと言っちゃ失礼ですけれども、その方と1時間ほど、実際にそこへ座ってですね、車の通るのをですね、確認してきました。幸か不幸か、そのときはダンプの量が少なかったんで、交通量がなかったんで、それほど感じなかったんですけども、それでも音はですね、結構、話が、ちょっと大きな声を出さないと聞こえないくらいな騒音といたしますかがございました。振動そのものはですね、前にも県のほうへ聞いたら、あそこは、路盤をですね、1m以上まで変えてあるよという話もあってか、それほど振動はなかったんですけども、ただ、発進のときにですね、ギアを入れて道路へ出発するときには、それなりの振動が来る、あるいは、そのときは、車もですね、1台とか、そんな感じで、まとまって通るってことはなかったんで感じなかったかもしれません。そこら辺は、これから条件として、モニタリングをしっかりとやって、その都度、報告しなさいよというようなことも一言入れるなり、そういったこともやらなきゃいけないかと思っておりますけれども、いずれにしても、こまかな、そういった運行についてのですね、取り決めはしっかり、今までに出された内容についてですね、協議会の中でも出された内容について文言で双方が確認し合う、そういうのはやっていかなきゃいけないというふうに思います。

いよいよこれから具体的に工事が始まってまいりますので、まだまだ協議会等でですね、話をする内容はあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、この工事がですね、私たち生活している者にとって負が少なくですね、また、環境にもそれほど影響がないような形で進むようなことを目指してですね、行政も、あるいは議会もですね、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思います。そんなことをお願いしまして、私の一般質問を終わりとします。

○議長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時33分 休憩]

[午後1時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 柳生仁議員。

○6番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、日本で最も美しい村についてとデマンドタクシーについての2問を質問してまいりますが、今までにも質問しているものがありますけども、よろしく願いいたします。

初めに第41回牧ヶ原祭の感想を述べさせていただきます。

日本で最も美しい村の牧ヶ原祭が9月30日、10月1日と2日間にわたりまして開催されたわけでありまして、開会式の後に学習発表があり、それぞれの学年ごとにいろんな体験を聞かせていただきました。その間、生徒さんは静かに、また真剣に発言に耳を傾けて、発表に耳を傾けていました。校長先生の講評で人の話を聞くことの大切さを話してくださいました。私も聞いていて、生徒さんが誰一人そわそわする子もい

なかったことに大変感動いたしました。2日目の音楽会では、この小さな中川村で、これほどまで素晴らしいブラスバンドが演奏できるかと大変感動いたしました。続いてクラス、学年、全校と合唱があったわけでありますが、実に鈴を転がすようなきれいな歌声に大変感動いたしました。このような素晴らしい生徒さんを育ててくださったそれぞれのご家庭、保育園から小学校、中学と育ててくれた先生方に本当に心から感謝をしたいと思ひまして、一言感想を述べさせていただきます。

しかしながら、全国的には、残念なことに一部の心ない教師の問題が多く、本当にまじめに働いている先生方に嫌な思いをさせることは、実に残念に思っております。

それでは質問に入りますが、残したい自然と歴史的文化遺産について質問してまいります。

中川村は2008年10月に日本で最も美しい村連合に加盟したわけでありますが、現在までに、その相乗効果が余り見えてきていないし、過日の美しい村シンポジウムで他の加盟町村でも同様と聞きます。これは菊池マリエさんからの報告であります。中川村でも残したいカヤぶきの古民家や、現在、人が住んでいても、いずれ住まなくなる昔ながらの貴重な古民家などの保全はどのように考えているか、また、日本で最も美しい村になってからの村民の意識を村長はどのように捉えているか、以前にもカヤぶきの古民家については質問してありますし、また残したい古民家についても質問してありますが、余り進んでいないように思います。

中川村は残したい古民家も大変少なくなっていると思いますし、また、中には自分のうちの古民家を利用して民宿をしておられる若い方もおり、このことは大変うれしく思っております。できれば早急に、そういった残したい古民家など調査をして、その家の方と相談して対応してはどうか、古民家は、持ち主が維持できなくなれば、あとは壊すしかありませんが、村ではどのように考えているかお伺いします。

○村長 古民家、確かにすてきなおうちもあって、そういうものは村にとっても大事な財産だとは思いますが、基本はあくまでも私有財産というようなことをございますし、村にあるいろんな古民家をですね、一律に村のお金で保存するというのも不可能なことではないかなというふうに思います。——何か質問が、次、行っていいですかね。次というか、もう少し踏み込んでお話しても……

○6番 (柳生 仁) わかりました。承知しております。はい。

○村長 いいですか。それで、古民家一般ということであればですね、そういうようなことになるかと思ひますけども、中には、誰しもが頭にイメージがしていただけると思ひますけども、いろんなポスター等々によく使われているカヤぶきのおうちというのがあって、西山を背景にですね、大変趣のあるすてきな写真がたくさん撮られて使われているわけですけども、あれについてはですね、大変村としても、大変財産っていうか、そういうふうなものとして、私個人としてはですね、ぜひ残したいなというふうに考えているところをございます。どういう形で残すのかというふうなことについて、村民の中にはですね、うちの家だつてとか、いろんなこともあるかと、ご意見もあるかと思ひますけども、あのおうちに関しては、ほとんどの村民の方が納得して、それ

は、まああれはというふうに思ってくださいるのではないのかなあというふうに想像をしております。美里の地区の美里を考える会というグループのほうからですね、ご相談をいただいております、何かいい形はないのかなというふうなことで、教育委員会でも文化財として保存をできないかというふうなことで検討していただいたんですけども、文化財にするには、いろいろ手が入っていたり、いろんなことがあって、ちょっと文化財にするには無理があるなというふうなことでございます。私としてはですね、あの建物だけを単体で考えるのではなくて、前にも、この機会、議会で申し上げたか、ほかの機会で申し上げたか、美里のあの部分は、すばらしいしだれ桜があったりとか、アンフォルメル美術館があったりとか、また最近ではカフェができたりとか、陣馬形の山麓というふうなこともありますし、いろいろ、そういう中川村の自慢にできるものですね、ぎゅっとあそこには集まっているなというふうに思っております、だから、建物そのものを保存する、しないというふうな、そういうことではなくて、あのあたり全体をですね、どういうふうな形ですてきな場所にしていくのか、そんなふうなことを、美里のその有志の方々でたたき台みたいなのを考えていただけたらありがたいなというふうなことを申し上げました。そのグループの方々では、その建物の中でですね、いろいろイベントを開いたりというふうなこともやっておられるし、いろいろ、看板をつくったりとかですね、道を整備したりとか、いろいろな取り組みをしていただいているので、本当に頭が下がるし、また、これからどんなふうになっていくのかというふうなことで期待をするところでございますけども、そういう、こう、全体計画とあわせてですね、そうすることです、全体をこうしようみたいな話になってくると、また違うお金の引っ張ってき方もあるかもしれないし、そんなふうなことで考えていただいて、一緒に、私、個人的には何とか残したいなと、残すことを前提にどういう方策があるかを考えたいなというふうに思っておりますけども、そういう考えとともにですね、ちょっと私もレイムダック的な状況になっておりますので、こういう、そういうお話を美里を考える会からいただいているというふうなこと、そしてまた私の個人的な考えも含めてですね、次の村長さんに引き継いでいきたいと思っておりますし、みんなで、単に村だけがついていうわけにはいかないと思うんで、その後の維持とか管理とか、どういうふうに生かすかっていうふうなことも含めてですね、考えていただけたらありがたいなというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) もう1点、今の質問の中で村民意識をどのように捉えているか、村長として、美しい村になって後のこの8年間ですか、村民がどういう意識を持っているかということ、村長はどう思っているかということ、伺いたいわけでありませう。

○村 長 美しい村としてのいろんな保全活動、例えば、最近で言えば坂戸橋のところでガードレールをきれいにしていただいたりとか、そういうふうな取り組みもありますし、いろんな活動が行われておって、徐々にですけども広がってきているのかなというふうに思います。

ただ、いつも申し上げているんですけども、美しい村連合の取り組みの目的は、ただ単にごみを拾いましょうとか景観をきれいにしましょうという、それだけで終わる

ものではなくて、それが必要なベースとしてあるわけなんですけども、その上に、その美しさなり伝統、文化なりを生かしてですね、それを、魅力を外に発信をして、外の人にも喜んでもらって、ここで、それがなりわいの一つの糧となって、子どもや孫や、それをうまく活用して暮らしができて、そのことによって、その美しさがずっと将来まで大事に引き継がれていくというような、そこまで持っていきたいなというふうな思いであります。そういう意味で言うと、一番具体的には、準会員の方が上手に、準会員の方が増えて、その皆さん方が美しい村連合に加盟しているってことを商売の上で上手に利用していただいてというふうなことが必要なと思っていますけども、実際、そういうふうな形で大変うまく美しい村連合のブランド価値も高めながら自分のお商売ともつなげておられるところもありますけども、準会員そのものも中川村はほかに比べて多いということで大変うれしく思っていますけども、そこをもっと広げて、もっと、こう、何ていうかな、それぞれの会員のお商売につながっていくところまでやっていくには、まだまだ足りないなというふうに思いますし、そこまで、そういう準会員とならなくても、一般の皆さん方のきれいな村として誇りを持って、もう少しきれいにしよう、来た方を上手に向かい入れようみたいな、そういう意識高揚についてはですね、もっともっとずっと続けていかなくてはいけない、ここまでできたら終わりということじゃなくて、美しい村連合の取り組みは、やっぱり村づくりの運動ですから、いつまでも永久にですね、半永久的に、それは繰り返していかなくてはならないのではないかなと思っています。

○6 番 (柳生 仁) なかなか美しい村を守っていくってことは大変なことではありますが、今の前段の古い住宅を守るっていう仕組みの中では、個人の財産っていうことは、前回も言われておりました、十分承知しておりますけども、中川村は古いうちが大変少なくなってきました。恐らく街道を歩いても本当に古いうちだというのは少ないかなと思いますけども、そういった、まだまだ古いうちって、昔ながらの建築で、はりがむき出しになっている、それで火端がある、こんなよううちはまだまだ何件かあると思うんですけども、そういったのを調査をして、何らかの形でその持ち主さんと相談をして残していけないかっていうことを、私は研究できないかっていうことをお願いしたいわけではありますが、そこら辺はどうなっておりますか、研究をしていただけるかどうか、お願いします。

○村 長 文化財的な意味だとすると教育委員会になるかと思いますが、今、申し上げた、あのカヤぶきのおうちでもですね、なかなか文化財にするにはちょっと無理があるというふうなお話ですし、文化財レベルのものになれば文化財としていいわけなんですけども、そうじゃないものについてどうするのかっていうのは、それこそ、なかなか、村民のお金を使うというふうなことについてはですね、ちょっと、そういう形のお金の使い方っていうのが村民にとってどれぐらい納得してもらえるのか、あるいは、というか、私自身、ちょっと、それを人手をかけて調べて、その上で、この家をどうせえ、こうせえみたいな話を、こう、ざるを広げて、風呂敷を広げて、それに入るものを全部そういうふうなことをしていくというふうなことは、ちょっと村のお金をかけ

○6 番

てやる仕事としては、ちょっと考えていないというのが実情でございます。

(柳生 仁) 個人の財産に金かけると申し上げているわけじゃないんだけど、調査するにも確かに手間賃もかかるんで、費用がかかるかもしれませんけども、まだまだ何件か残したい住宅があるような気がするんですよ。それを、やっぱり、ちょっと調べて、これを残せるかどうかっていうことを研究することも、せつかくのこの美しい村でもって、みんなうちが新しくなっちゃうばかりじゃなくて、そういう残せるものは、もし何らかの形で残せれば、それが、村が仮にしくなくても、そういったものを残したい方がおれば、そういったことを紹介するとか、何らかの方法はあるんじゃないかと思えますけども、今のお話ですと、どうも全く乗り気でないということで、調査すら費用も出せないということで、ちょっと残念に思っておりますが、せつかく村長がこれまで美しい村とって来たものを、何かちょっと一方では逆行しているかなっていう部分が自分には感じられますけども、もし、また時間がありましたら、少しずつ調査をして、そういった残せるうちがあるかどうか、私は残したいうちはあると思っておりますけども、村の考えとは違いますけども、やってもらいたいなあと思っております。

次にまいりますけども、美しい村条例についてでございますが、平成26年4月に美しい村条例が制定されて、条例に従った環境が守られているかどうかでありますけども、中川村の主要道路沿いで危険な木の枝や荒廃地、草木が整理されていない場所がありますけれども、また、使われていない気になる建物、看板について検討はどのようにされているか伺いたいわけでありまして。

また、看板などについては、景観条例審議会があったかと思えますけども、そこでも発言があったように聞いております。

また、一方、村の防災倉庫の庭には剪定してきた木の枝がつくねてあったり、役場の庭で刈った草を置いてあったり、そんなこともしてあって、ちょっと村の施設の庭としては不適切かなあと思っております。

こういった整理されていない住宅、使われていない住宅とか、その木の枝が切っていないとか、そういった環境が何となしきれいなじゃないってイメージのところのものはどのよう勧告を景観条例に基づいてされているかどうか伺います。

○総務課長

まず美しい村条例に関する取り組みでありますけれども、制定されて以来、この間の行為の届け出に対する確認や助言、指導というものは、その都度、随時行ってきております。

それから、所有地等の適正な管理の要請または勧告というものがあありますが、それについても、今年度の例でいきますと、村づくり事業の補助金を利用して廃屋の除去等も行ってきております。

また、景観全体に対する取り組みとしまして、国・県の屋外広告物適正化旬間というものがあありますが、その旬間に合わせまして屋外広告物の表示禁止物件の一斉点検、いわゆる景観パトロールでありますけれども、それを毎年行ってございまして、本年度も9月に、県、警察署、NTT、中部電力の担当者と合同で実施してきていますところ

であります。また、それに合わせて、村のほうで不要な公共的看板についても撤去を行ってきております。調査をしながら撤去をしてきているという状況であります。

また、村の景観審議会であります。10月に開催をしておりますけれども、その中でも、今、申し上げたようなことは報告をし、またご意見等も伺って、さらに、そういった箇所については今後も順次片づけなり整理なりをしていくという考えでいるところでもあります。

それから、中組の防災倉庫のつくねてある枯れ木等であります。あれは一時的に置いてありまして、年内には撤去するという予定でおりまして、美し隊に片づけをしてもらったという状況でございます。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 今、調査をしておるようでありますけれども、国道沿いの庭木が茂って、どっちかっていうと幽霊屋敷みたいな感じになった商売をしていた方の建物とか、それから、そういったものについて調査をして、持ち主にどのように勧告しているか確認します。

○総務課長 国道沿いの庭木ですか。道路沿線の樹木の除去等につきましては、建設水道課の管轄ではありますけれども、危険なものについては、道路管理者、国あるいは県にお願いをしたり、あるいは村道であれば村のほうで適正な処理をするということによっておりますので、たまたまそれが住宅地から出てきているのであれば、それは、また所有者にお願いをして整理をするということは順次行っているという状況があります。

○6 番 (柳生 仁) 国道へ出てきているんじゃないかと、どの人、名前を挙げるわけにはいかないんで言いませんけれども、元商売をやっておって、商売をやめてしまって、庭の手入れもしないし、建物もそのままにしているところがあったりするわけですけども、やはり美しい村だって言うんだったらメインの道路沿いくらいはもうちょっと何らかの体制でもって整理できる方法がないかなあと思って質問しましたが、どううまく伝わっておらないようですので、元商売をやっておって、商売しなくなってっていうところが何か所かあります。そういったところは景観審議会では話題にはなりませんか。

○総務課長 先だつての景観審議会では、今の状況は話に出ませんでした。なので、今お聞きしましたので、そういうところがあるとすれば、また現地を見ながら適切な対応はしなくちゃいけないかなあとは思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、詳しい場所を指定しなかったんで申しわけなかったですけど、ぜひとも、そういったところを調査して、何とか対応してもらいたいなあと思っております。

次に、団地等の方々が庭木の剪定くずの処分についてでありますけれども、庭木の剪定のくずにお金がかかると聞いているわけでありまして、それが袋へ入れて出せばごみの発生になるわけでありまして、こういったのを村で受け入れる場所をつくってはどうかということでありまして、木くずなどはチップで砕いて堆肥にすれば農家に還元できる仕組みになるわけでありまして、そういった研究をしては

どうかっていうことを質問してまいるわけでありまして、必要によっては民の力を借りて、村が一緒になって、そういった木くずを砕いて堆肥化して農家に還元すればおもしろいかなあと、これから上伊那広域でも新しいごみ処理施設ができるわけでありまして、中川村からの無駄なごみを出さないためにも、こういった取り組みが必要と思っております、農家の方たちは、そういったものを積み上げて堆肥にしたりできるわけですが、団地の方たちは、そういった枝のくずを堆肥にできないということで、袋へ詰めて燃えるごみとして出していると聞いておりますけれども、そこら辺の対応をどのように考えているかお伺いします。

○住民税務課長

庭木の剪定くずの処分について私のほうからお答えをさせていただきます。

庭木の剪定の際に出る剪定枝につきましては、議員のおっしゃるとおり、チップパーで破碎処理をするということにより堆肥の原料や通路の敷材として利用することができます。これは資源の有効利用とごみの減量化ということで大変有効な方法であると考えております。

庭木の剪定枝の処理につきましては、現在、上伊那広域連合及び構成8市町村の担当者会議等で先進地の事例等について研究を行っているところでございます。

あわせて、中川村のほうでも剪定枝の受け入れ処理について研究を行っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○6 番

(柳生 仁) 前向きな回答で、ちょっとうれしく思っておりますけれども、市町村によっては既にそういった行動をしているところもあると聞いておりますので、ぜひとも、今後、ごみの排出を少なくするように努力をお願いいたします。

次に都市と農村の交流について質問してまいりますけれども、ことしは大阪の中学3年生の民泊農業体験型修学旅行が行われました。企画は大変よく、来年に期待がされるわけでありまして、日本で最も美しい村を前面に出して中川村を知ってもらえる政策を考えているかどうかっていうことを伺いますが、私は村の施策によるこうした中学生による農業体験民泊を初めて体験いたしました。初めは私のほうに戸惑いがありまして、時間の使い方に大変苦労しましたが、今度は、2回目には、帰りの時間でもって遅刻をし、皆さんに大変ご迷惑をかけてしまいました、農業体験ではいい体験をしてもらえたと思っております。来年からも農業体験民泊が進められると期待しておりますけれども、来てくださる中学生にここは日本で最も美しい村という期待を持って来ていただけるような宣伝も必要と思いました。今後、民泊が進んでいくにつれて大人の方たちや家族で来てくださるお客さんが増えることを期待しております。

中川村美しいシンポジウムでも、菊池マリエさんは、宿泊費用をお帰りになるときに、朝、精算でなくて、窓口を一本化して精算すると、お客さんも家の方もすっきりすると話しておられました。

今後、民泊、中学校の民泊は勘定別でありますけれども、民泊を進めていくに当たりましては、美しい村宣伝方法と民泊の受付窓口、精算などについてどのように考えているか質問してまいります。

○振興課長

今お話がありましたように、昨年からこういったことを研究をしながら、ことし初

めて南信州観光公社を介して修学旅行の受け入れを行ったところでもあります。お話ありましたように、ことしは大阪方面から4校で、合計では131人の子どもさんたちを受け入れを行ったところでもあります。学校側の評判もよく、また受け入れ農家の皆さんの感想もよかったということで、ぜひ来年以降も、南信州観光公社のほうからも、ぜひ受け入れ農家を増やして受けていただきたいというお話もいただいておりますし、積極的に、先日もそういった勉強会を行ったり、年明けには1月に先進地の視察ということで見てきたいと思っております、今月の広報でも、ことしの取り組みのことですとか、来年以降、ぜひ農家民泊の農家を増やしていきたいということで、そんな広報もしているところでもあります。

今お話がありました受け入れ、ことし初めてこういったことに取り組んだわけでありましてけれども、今後これを継続していくには、やはり、今は営農センターということで振興課のほうで窓口になって取り組んでいるところですが、そういった窓口を、これからこれを広げていくには必要なあとというふうに考えております。どういう組織で、どういうところがそういうところをやっているかとか、また、受け入れ農家の皆さんも、ぜひ、そういった中で組織をつくっていただいて、そういう受け入れ態勢を整えていくということも必要ではないかなあとというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど、今回の美しい村、日本で最も美しい村ということについては、受け入れのときにも横断幕を掲げて、中川村はこういったところですよという紹介をしたり、来ていただいた生徒さん、それから学校の先生も中川村はすばらしいところだというような感想をいただいておりますので、ぜひこのこともPRをしてまいりたいというふうに考えております。

○6 番

(柳生 仁) 横断幕も確かに置いてありましたが、学校に紹介するときにも、そういった中川村のちょっとした情報などを提供して、子どもたちがわくわくしてバスで来られるような雰囲気づくりが必要なあと、そして、そこで、ことしは社体のところに下りてもらって受け入れをしたわけでありましてけれども、そのときにも、雰囲気からして、もう美しい村へ来たんだなあという雰囲気を盛り上げていただけることが、また子どもさんたちの雰囲気が変わってくるかなあと、そんなふうに思っております。

この間の菊池マリエさんのお話の中ではイタリアの話もあつたりしたわけでありましてけれども、本も読んだりして、イタリアの農村っていうのは大変美しいようでありましてけれども、そんな中で民宿、民泊が非常に多いようです。むしろホテルの部屋数よりか民宿、民泊のほうが多いとその本には書いてあつたわけでありましてけれども、中川村の宿泊施設、大変不足しているわけでありまして、ただいまも少し答弁ありましたが、今後、やっぱり観光とか、そういったのを進めていくに当たっては宿泊施設を増やすといいなあと思っておりますけれども、この民宿、民泊の進め方、村長も前々から言っておりますが、もうちょっと民宿が増えないかなあと言っておりますが、なかなか増えてこないのが現状でありますけれども、藤澤さんの講演もありましたけれども、なかなか住民に今のところ浸透していない部分もあつたり、初めてだと、なかなか、ちょっと

自分たちのほうも人を泊めるっていうことにおいては斜に構えてしまう部分もあるわけですけども、今後、もう一度、くどいようですけども、宿泊施設を増やすにどんなことを考えているかお伺いします。

○振興課長

先ほども答弁で少し申し上げましたが、昨日、11月の終わりに、新たに増やしているということで、ことし受け入れていただいた農家さん、それから、新たにやってみようという、考えている方も含めて、ぜひ、ことし受け入れていただいた皆さんからお声がけをいただいてという思いで勉強会を開催をいたしました。新たに考えているという方にもお2人ほど来ていただきましたけれども、やはり、ぜひ、ことし受け入れていただいた、先ほどの感想も含めて、ぜひ周りの方にお声がけをいただいて、その輪を広げていくということが大事なあとというふうに思っておりますし、そういった意味で、先ほど12月の広報で、ことしの取り組みですとか、来年に向けて、また、1月の25、26だったと思いますけれども、先進的に取り組んでいるところの視察の計画をしておりますので、そんなところにぜひご参加いただいて、このことを広げていければいいかなというふうに思っております。

○6 番

(柳生 仁) ぜひとも中川村から民宿、民泊などの宿泊施設を増えることを期待しております。

次に陣馬形山周辺の環境整備と村の観光情報について質問してまいります。陣馬形山の整備が進み、避難小屋、炊事場がきれいになりました。つい先日、先週の金曜日ですか、検査があったようでありますけれども、日本で最も美しい村となり、年々登山客が多くなってきております。それと比例して登山客のマナーも少し悪くなったように思っております。特にことしは例年になく大きなごみを忘れていかれる方が多くて、私も行ったときには持って帰ってきておりますけれども、現在、清掃の活動は役場職員や協力隊員や地域のボランティアが清掃しておりますが、ときには追いつかないときがあるわけでありまして。来年はどなたかに何らかの形でもって委託するなり、何らかの形をとって清掃活動ができる仕組みができないかっていうことを質問してまいりますし、特にシーズン中においては、週、最低でも3～4回は登って掃除をしないと追いつかないのかなあと、あそこのキャンプ場に3段、4段あるんですが、全部にテントが張られて、最低でも2人以上テントに入っている形になるんですけども、そうしますと、あのキャンプ場に100人、150人っていう大勢の方が宿泊していただけます。そうすると、やはり汚れてくるのは当然の仕組みかなと思っておりますけども、そんなことをお願いしたいわけでありまして。

また、山頂から、下界という表現は悪いわけですけど、天竜川とか飯島町とか伊那市とか眺めるときに、周りの樹木が大変成長してきまして、景観が悪くなってきております。森林整備をして景観対策できないかどうかというところであります。

もう1点、広域林道や林道折草峠線などの頂上でもありますけれども、今、秋になりますと、部分的に大変広葉樹がきれいでもって、目の覚めるような紅葉を見ることもできます。これは植林しても、恐らく15年20年っていう時間がかかるんですけども、前回は質問しておりますけども、時間をかけて、こうした景観整備をしていけるとい

いなあと思っております。

村長は、春のゴールデンウイークとかお盆など、このテントがキャンプ場全面に張られているのをごらんになったことがあるのかどうか、また後ほどお答えいただければ結構ですが、観光客を村の活性化につなげるには、観光客からも言われておりますけども、陣馬形山から村内をめぐる地図が欲しいと、下からの地図はあるけども、村内の観光するところがよくわからないと言われておりますし、スーパーはマルトシさんを使っているようでもありますけども、あれは飯島のスーパーかと、飯島町かと、こんなことを聞かれます。したがって、中川村全体がわかりにくいということも言われておりますので、そこら辺をどのように考えているかお伺いします。

○振興課長

今、何点かご質問いただきましたので、一つずつお答えをさせていただきたいと思っております。

まず公園の管理、清掃でありますけれども、施設の状態やシーズン中の入り込みの様子を見ながら、現在は、基本的には職員が最低でも週1回登ってトイレの清掃を行いながら、一部、住民の方にも、6番議員にもみずから率先してボランティア的にご協力をいただいております、このことについては感謝をしているところであります。

かつては管理人を置いたり、また指定管理施設として指定管理で委託をして料金をいただきながら管理をしていた時代もありましたけれども、採算性や適正な料金徴収が難しいというようなこともありまして、現在は無料で開放をしているところであります。清掃など行き届かない部分もあると思っておりますけれども、無料の施設ということで利用者の皆さんにはご理解をいただいております。また、そんな中では、村のほうへ特別な苦情もいただいているというふうには思っております。

当面は現状の中で管理運営をしながら、今度、新たに避難小屋というか、今度、山荘というような名称にいたしましたけれども、そういった施設の活用方法、管理方法等も含めまして、いろいろな皆さんからご意見をいただいて、今後のあそこの陣馬形の森公園全体の管理運営についてどういう方法がいいかということを検討してまいりたいというふうには考えております。

それから、山頂周辺の樹木の手入れでございますが、これまでも、県立の自然公園内ということで一定の制約はあるわけですが、山頂周辺の樹木の伐採等、状況を見ながら支障となる立ち木については整理をしてきたところであります。

ことしの村の育樹祭は、陣馬形山が工事中ということもございまして四徳地区で開催をいたしました、ぜひ、来年はリニューアルした施設も見ていただきながらということで陣馬形山のほうで計画をして、山頂周辺の自分たちでできるところは手入れをしながら、その周りの村有林についても、来年以降、その森林整備事業を入れられればということで、そんなことも考えて、計画的に手入れをしていくようなことも考えていきたいというふうには思っております。

民間企業の中でも、例えば伊那食品工業さんですとか、旧牧場のほうに、毎年、育樹祭にも参加いただいている八十二銀行さんとか、そういった協力を申し出ている企業さんもいらっしゃいますので、そういったところとも連携をしていけれ

ばいいかなあというふうに考えております。

それから、林道沿いの広葉樹なり環境整備ということではありますが、なかなか、民有林ですとか、その観光造林地、あるいは公団造林地が多い中で、村の意向で樹種選定というのは難しいかなあというふうに思っております。

ただ、林道脇については、ぜひ、前もお話をしたように、林道の通行に支障がないような形で山に手を入れていただきながら、そんな中で、そういった林道の、その環境、景観のところも、その山林所有者の方に協力をお願いをできたらというふうに思っております。

ピーク時のキャンプ場の状況については我々も十分承知をしてございまして、人が増えるのは非常にありがたいところでもありますけれども、そういった中で、職員も必要に応じて状況を見ながら現地に行って対応をしているというところでもあります。

陣馬形への来ていただく方が増えている中で、これをいかに村の経済の活性化につなげていくかということについては、これまでも何人かの方からそういったご質問もいただいてお答えをしてきたところでもありますけれども、今年度、その休憩施設の改修をして、その中で、村の観光情報や各種イベント、それから村内の施設や、それからお店の方もぜひそこに情報や広告を掲示していただけるようなスペースも設けてございます。また、室内も多目的に使えるような形で整備をいたしましたので、今後、そういったところもぜひ活用していただいたり、そこで情報発信をしていただいたり、村内や伊那谷含めた、そういったところも、今度のその情報のスペースには、地図とございますか、案内ができるようなことも考えておりますので、ぜひ、そんなことにご利用いただければというふうに思っています。いずれにしても、ちょっと具体的な利用方法等については、来年の春、オープンに向けて検討をしてみたいと思っておりますので、そういったことで、ぜひ村内の事業者の皆さんにも呼びかけて、そこでいろんな情報発信、PRをしていただきたいと思いますところでもあります。

○6 番 (柳生 仁) 特に情報発信ですけども、パンフレットも大事ですが、上からの地図っていうのは念頭に置いてもらって考えてもらいたいと思っておりますし、これから、新しくなったんで、施設、見てきましたけども、非常にコテージっていう感じのすばらしい建物なので、有効利用してもらえればありがたいなと思っております。

それでは、次に日本で最も美しい村のブランドを生かした住宅促進、定住促進でありますけども、中川村に定住したいっていう方がいるようでもありますけども、なかなか住宅探しに苦労していると聞いております。このことも前に聞いておりますが、人口対策もあわせて新たな新しい団地の造成ができないかっていうことを村の考えを伺います。

近隣では、飯島町さんが、つい先日、お試し住宅がスタートいたしました。私も以前に質問しておりますけども、きょうの村長のお話の中でお試し住宅の土地の調査をしているというお話がありましたので、期待するわけでもありますけども、当時、そのころ、村長も、中山間にも若者住宅ができないかと、こんな話があったわけでもありますけども、美里地区でも、早速、場所の提案をしておりますけども、現在、話が進ん

でおりません。

さきの議会住民懇談会でも人口問題や南箕輪村の人口が増えていることが話題になってきております。

村でも定住促進を進めるためにも住宅団地の造成など検討してはどうかと思っております。

以前に質問したときには、村の2つ整備した宅地が売れていないので、とてもそれまで考えられないということでありましたけども、大方、村の宅地は販売が済んできたのかなあと思っておりますので、新しい施策として住宅団地の造成があってもいいかなあと思っております。定住促進のためにも、村の村内、中間のところに住居団地の整備、また中山間にも若者住宅みたいなものがつくれないか、検討しているかどうかお伺いします。

○総務課長

昨年、策定しましたまち・ひと・しごと創生中川村総合戦略の中で既にお示しをしております。多分、何度もご説明もあったかと思うんですけども、その中の基本目標2という中に未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制という項目がございまして、移住、定住のための受け皿の整備・支援策として小規模住宅団地の開発と若者向け村営住宅の建設を行うというふうにしております。

具体的には、分譲宅地、販売区画数10区画、それから村営住宅建設、戸数2棟20戸を計画しているところであります。

分譲宅地につきましては、ことしの9月から11月にかけて行いました総合戦略にかかわる地区説明会の中で地域力の維持等の課題について意見交換を行ってきておまして、その中で具体的な検討を始めた地区もあります。村としても具体化に向けて検討しているところでございます。

それから、若者向け住宅については既に建設委員会を設置をして具体的検討が始められているところでございます。

それから、お試し住宅であります。まだ詳細を明らかにすることはできませんけれども、本年度、検討を始めている状況でございます。

以上です。

○6番

(柳生 仁) 分譲住宅、検討されているということで、期待されますけれども、中山間における、そういった1戸2戸という小さい規模の村の住宅施策はどのようなになっているか伺います。中山間における住宅の対策、美里地区でも場所を提示してありますけれども、その後、話が進んでいないんですが、どのようなになっているか。

○総務課長

今申し上げました地区ごとに説明会をしてきているんですが、その中で、具体的に分譲をする所があるかないかと、そういった話もしております。幾つかの地区で具体的な話が出ておりますので、現在、その地区との調整は行ってきております。そういった状況でございます。

○6番

(柳生 仁) ぜひとも、こうした美しい村へ来て暮らせる環境づくりをしながら、自分たちも協力できることは精いっぱい協力していきますので、住宅施策は進めていただきたいと思いますと思っております。

次に婚活について提案をいたしますけども、日本で最も美しい村を散策しながらの婚活イベントを考えてはどうかというところでありますが、今までにもリンゴ狩りなどして婚活イベントがあったと聞いておりますし、きょうも東京での婚活があるってというような話もあったわけでありまして、私は、中山間など、地元の方たちの話を聞きながら、古道散策、景色を見たり草花の話を聞いたりしながら婚活ができないかということを思います。このことは、大草活性化推進委員会でもって協力隊員の話聞く中でもって、協力隊員のほうからそういった提案がされました。村の婚活を中川村を歩いてすれば新しい発想が生まれるのではないかという話から質問してまいりますけども、ただいま提案していることは、準備として古道の整備やら案内人の養成、地域の歴史や分化、また中央アルプス、南アルプスの説明、樹木の名前、それから自然の草花などの知識も若干必要になってきますけども、そういった方々を養成しながら、地域を歩きながら婚活ができないかという提案であります。日本で最も美しい村を知ってもらえるいい機会になるかなあと考えておりますし、そういった環境に理解されれば、婚活もですし、この地域で暮らしたいなあ、そんなような宣伝にもなるかなとっております。例としては、10時ころから集まって、景色やいろいろなものを眺めながら散策をして、昼を食べながら婚活すると、こんなことができれば、夢のような話でありますけど、おもしろいかなとっておりますが、村の考えをお伺いします。

○総務課長

お話のありました大草夢クラブの研修会に私も参加をしております、その中での協力隊員からの提案については、非常に新しい視点からの発想かなあというふうに思いました。ぜひ、ご提案は今後の参考にしていきたいというふうに思っております。

それで、結婚イベント、婚活イベントについて申し上げますと、今までも村は結婚相談所と協力をしながら取り組みを進めてきておりますけれども、なかなか成果が出にくい状況もありました。それで、今年度、地方創生の関係もありまして、結婚相談事業を専門とする株式会社ハピライズのサンマリエというところと地方創生の推進に向けた連携に関する協定書というものを結びました。それで、その最初の事業として、先月、11月19、20日の2日間にわたりまして婚活イベントを開催したところであります。1日目は酒蔵見学や五平餅づくり、そば打ち体験、2日目は陣馬形山散策やリンゴ収穫体験等を行いながら、出会いのきっかけとなる交流をしたところであります。さすがに婚活のプロとの提携ということでありまして、イベントの雰囲気や参加者のリラックス度合いが非常によかったというふうに感じておりまして、今後、交際に発展することを期待しているところでございます。

○6番

(柳生 仁) そういった婚活のプロにも、ただいま私が提案したような、そういった地域を歩いての、陣馬形山にも行っていただいたっていうことでありますけども、もうちょっと下の細かいところを歩いて、想像する以上にいい景色があるわけです。おもしろいかなとっておりますので、また、民泊の藤澤さんも歩いて「これはいろいろに役立てられるなあ。」と言っておりましたので、参考にさせていただければいいなとっております。

それでは、2問目のデマンドタクシーについて伺ってまいりますけども、デマンドタクシーの利用を必要とされる方たちに周知をされているかどうかであります。最近、全国的にも高齢者の交通事故が多くて、そんな中でも若い方たちの命が失われており、私は大変に残念に思っておりますが、中川村には非常に都合のよいデマンドタクシーがあり、大変評判がいいわけであります。現在、車に乗っておられる地域の方たちに伺ってみますと、デマンドタクシーについて余り詳しく知らない、ほとんど知らないという方がいるように思うわけでありますけども、車の利用を控えてデマンドタクシーを利用できるように勧めているかどうかというのを伺っていきたいわけであります。

デマンドタクシーは、朝、行くときの予約と用事を足して帰るときの予約ができて、本当にマイカー並みの利用ができるわけでありますけども、そのことをなかなか知っていないと、利用の仕方によっては車を維持するよりかデマンドタクシーのほうが安いかなあと、こう思っております。しかし、そのことを知らないというのはちょっと残念かなあと思っておりますけども、テレビを見ている方もいらっしゃると思うので、小さいわけですけども(資料掲示)こういったデマンドタクシーの会員権があつて、この会員権がないと使えないということを聞いております。なぜか私は始まったときからこの会員になっておりまして、たまに利用しておりますけども、利用してもいいということなのでしておりますけども、こういった会員証を多くの高齢者に勧めてもらって、そして、値段のほうも(資料掲示)この村のパンフを見ますと1回200円ということで、片道、往復使っても400円と、それで、既定の距離を超えともう100円加算されるわけでありますけども、行って帰ってきて600円ということから、これは非常に安い仕組みだなと思っております。こういったものを、その必要な方たちにぜひとも周知して、1人でも多くの方が利用してもらって、中川村から高齢者の事故がゼロになるような仕組みを考えていただければ、このデマンドタクシーが非常に効果あるかなと思っております。

また、デマンドタクシーの運転者は非常に態度がよく、利用者からも喜ばれております。これはうれしい言葉だと思っておりますし、私も利用すると、非常に感触よくて、終始和やかなうちに目的地まで送ってくれるということで、素晴らしいことなので、ぜひとも勧めていただきたいわけでありますけども、その必要とされる高齢者にどのように周知されているか、周知されていなかったら、ぜひとも一人一人洗い出して勧めていただきたいわけでありますけども、どうなっているかお伺いします。

○総務課長

デマンドタクシー、いわゆるNPOタクシーに限らずですが、村では地域公共交通の取り組みというものを進めてきておりますけれども、現在は中川村地域公共交通総合連携計画という計画がありまして、これは平成26から28の3年間の計画でございますが、それに沿って取り組みを進めているところであります。

内容的には、巡回バス、それからNPOタクシー、それから福祉有償運送の3本柱で行っているわけですけども、これらの事業につきましては運行内容や利用の仕方等について理解を深めてもらう必要があるということで、昨年について申し上げます

と、いきいきサロンの場、それから地区説明会の場ということで、2本立てで全地区にわたって説明会を行ってきておりますので、そういった中でできるだけ高齢者の皆さんにもお伝えをしていきたいなあというふうに思っております。ただ、まだ不十分であるとすれば、また広報等も含めて、引き続いて周知に努めていくということでございます。

○6 番 (柳生 仁) 全地区に説明されているんですが、私は、必要とされる高齢者の数はそんなに大勢じゃないと思うんですよ、できるだけ個別に連絡をとって出向いてお話ししてあげるくらいのサービスがあってもいいかなと思っております。広報をやろうじゃなくて、相對してお話しして、こういうのを利用してほしいなあと、そして、ある方のところへ行ったら、その方は地域を動くにはどうしても軽トラでないと都合が悪いと、そして、大草へ出ていくにはちょっと遠いなあという、心配もあるという話をされておりましたけども、そういった方は、買い物はデマンドタクシーを利用して行っていたかというように、個別な相談をしてあげると村の行政として親切かなあと思えますけども、そういった個別対応はできないですか。

○総務課長 今の段階では、個別にまでは考えておりません。

特にいきいきサロンなんかの場合におきましては、かなり高齢者の方も参加をされますので、そういった中で、そこに出席されていない方がいたとしたら、そういった方へ、こういうことで出られないよとか、そういう情報をいただいて、それをもとに呼びかけをするというようなことはできるかと思いますが、いずれにしろ、ちょっと個別にご家庭まで出向いてということは、現段階では難しいかなあというふうには考えています。

○6 番 (柳生 仁) いきいきサロンは、まだ取り組んでいない集落もあり、また老人会もない集落もあり、また、それに加盟していない高齢者もおります。ぜひとも行政サービスとしてこまめに調査をして、そういった方たちに、こういった交通機関があるんで、ぜひとも事故のない、また楽しい生涯を送れるような政策をぜひとも進めていただきたいと思っております。課長、今、非常に難しいと言っておりますけども、私は、できない数字ではないと思っております。ぜひとも検討することをお願いして、質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に8番 大原孝芳議員。

○8 番 (大原 孝芳) 私は3問の質問をしたいと思います。

まず最初に、村独自の給付型奨学金導入に向けてという題で質問したいと思います。

私は、過去に一般質問の中で子どもの教育について何回か質問してきました。現在は、子どもの貧困、それは親の貧困によるものなんですが、教育の機会均等という立場で非常に、子どもが自分の意思で教育を受けられない現状が、今、日本の中に存在すると、それから、教育長の答弁の中においても、義務教育においてもそういった傾向は見られるというような答弁もいただいております。

今回は奨学金についてお伺いしたいと思います。現在、義務教育以外の部分にお

いて、高校生、あるいは大学へ行った場合について、奨学金をいただいて行くと、それで、そういったものを諦めたお子さんたちは、そういった高校あるいは大学を諦めてしまうという、そんなような現実もあるのではないかと思います。したがって、中川村でも、現在、奨学金制度がございます。また、国でもいろいろ進めていますが、そこら辺について細かくお伺いをしたいと思います。

まず最初に、中川村には昇龍奨学金というものがああります。まず、その運用実績、それから、現在、借りている皆さんがどんなような、きちんと払っている方もいらっしやいますし、また、いろんな事情において、そういったものが払えないような状況があるか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長

中川村の昇龍奨学金でありますけれども、昭和46年から(故)宮下氏の意思によりまして、宮下武志さんを中心に、毎年、ご寄附をいただいた奨学基金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な者に貸与するという趣旨のもと、今日までに259名が貸与を受けてきました。

運用の状況ですけれども、昨年度、27年度では、貸与人員は21名で、年度中の貸与金額は900万円、償還者は33名で、年度中の償還金額は620万9,000円です。

償還の状況でありますけれども、償還額は個々に違いますけれども、多少、月により停滞することはありますけれども、長期にわたる滞納はありません。

その他の奨学金の利用状況については、しっかりした掌握はしておりませんが、村の奨学基金条例に経済的理由により就学困難と認められることということがありますように、貸与を受けることのできる資格は父母の所得を参考に教育委員会で審査しております。これによりまして、所得がその上限を超えて貸与の該当にならなかった人は、村の奨学金以外の他の奨学金を利用するというふうになっております。

また、村の奨学金と合せて他の奨学金も併用していた人は、今年度、償還をしている人の中で連絡のとれた33名のうち19名、約58%、半数以上の人が併用しております。家を離れて勉学する人が多い現状であります。生活費も多くかかり、殊に入学金などの負担が大きいという声が聞かれております。

以上です。

○8番

(大原 孝芳) 今のお答えですと、返還についてはですね、余り延滞する人とかですね、それからまた、いないと、それから、どういうほかの奨学金の貸していただけたらいいところは併用して使っていると、そんなようなお話でございます。

私も、この問題を質問するに当たっていろんな報道等も調べてみたんですが、例えば日本学生支援機構っていうのがあるそうです。私もちょっと詳しくは知らないんですが、例えばここで借りたお子さんが、4年間お借りすると、卒業する、4年間ですとですね、200、300万円とかぐらいになってしまった場合に、それから、大学卒業して就職します、そうしますと、思うように払えないと、それで、この機構に相談したところ一括返済しなさいと、それで、できなくて、弁護士さん等にですね、相談しますと、何を言われたかというところでですね、もう自己破産をしてですね、1回、もう、それから返さなくなってしまうようにできるんですかね、そんなようなことも勧めら

れたと、したがって、このお子さんは、卒業して、大学を卒業して間もなくですね、もう自己破産からスタートするっていったようなですね、こんな事例も全国にはあるように聞いています。

私は、将来を、本当に大学を卒業して、これから生涯を一生懸命、これからですね、スタートしようとしたときにですね、もうそんな大きなリスクをしょって出発しなきゃいけないようなね、こんな現状があつてはならないと本当に思います。したがって、私は、中川の子どもたちが本当に勉学にいそしみ、そして将来を本当に楽しみにして目標を持っていた方がですね、こんな悲劇に陥らないような、そんな施策、あるいは、そういう環境をつくってあげなきゃいけないという思いが強くなります。

それで、今回ですね、村の広報にも、今月、11月号に出ましたが、新しく村では奨学金返還支援事業っていうのを始めました。これは、今の昇龍、あれですかね、この奨学金をお借りした場合に、村の奨学金を借り入れ、所定の課程を修了し、奨学金を返還する者で、村内に定住するものについては年間の奨学金返還額の3分の1以内を補助しようという、非常に私は、今からすればですね、非常に画期的であるし、子どもたちにとっても非常にいい制度であるように聞いています。これは新しく始まったばかりですので、まだこれを受ける方はいらっしゃるということだと思うんですが、広報も見られたし、また、その時期のお子さんをですね、迎えている保護者にとってもですね、朗報なんです、そこら辺のこの反響なんかはお聞きしていますでしょうか。

○教育長

ただいまご指摘のとおり、中川村奨学金返還支援事業は、村への若い世代のUターンを促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るためということで、奨学金貸与を受けた者が、将来、村に定住する場合に、償還金の、一年間償還額の一部、3分の1以内について村で補助金として支援するというものであります。

ただいまご指摘のとおり村の広報の4月号と11月号でお知らせをしたところであります。

ことし、28年度の貸与希望者は11名でありましたけれども、先ほどお話ししました所得等の審査によりまして9名が該当となりました。これは、ここ5年間の平均7名に比べてやや多くなっております。そして、来春、29年度の貸与希望が既にありますので、これからの希望者が増えてくることと思われま。

今年度、償還している奨学生で連絡のとれた39名のうち、現在、村内に在住している人は15名、約38%です。

連絡をとっている中で、現在は就職をして村外で働いているという人の親御さんがこの奨学金返還支援事業のことに触れて、今は村の奨学金のほかに、その方は看護師さんですけれども、そのほかに受けた奨学金の関係で、その地で3年間、勤めなければならぬけれども、その3年間が終わった後にはこの地に戻って来てもらいたいというふうに話してくれました。こんなふうに奨学金の返還支援を期待している声が聞かれています。

また、今後、中学3年生への案内や実際に奨学金返還支援事業を進めていくことの

中で理解が広がっていくものというふうに思っております。

○8 番

(大原 孝芳) もう既にそういった傾向があるということで、非常にこの事業がタイムリーというかですね、非常に、何ていうんですかね、事業としてはよかったというような評価になるかと思えます。

また、今、今回のあれにも高校生の通学支援とかですね、何か非常に今の子育ての皆さんたちもですね、将来的に本当に収入なんか非常に大きく伸びない中でですね、子育てに対しての不安があると思うんですが、そういった点では非常に勇気をいただけるような事業かと思えますが、現在、国において、新聞報道でもそうなんですが、それから、今回、あれですかね、今議会にですね、陳情で日本労働組合の総連合会から給付型奨学金制度の創設を求める陳情が来ているように、今、国を挙げて、今までの貸与から給付、あるいは有利子からですね、無利子にしようという大きな動きになりまして、先ほどの新聞報道でも政府は18年度から給付型を創設しようというような報道がされています。しかし、この内容は細かくは、まだ示されていませんが、相当、給付型になるといろいろ制限がございまして、例えば中川村の子たちが、この国の進める給付の条件にですね、合うかどうかということもなかなか読めないわけでございます。先ほどの話題なんですが、東京大学の女子大学生だけにですね、月々3万円出そうなんていう、大学が、給付型ですね、制度を設け、創設したなんていうことも話題になっていましたが、つまり、何ていうんですか、流れはですね、給付型にしていけないと、なかなか、もう子どもたちが非常に崖っ縁に来ちゃっているっていうような状況かなあと思えます。

それで、例えば、今、村の制度でございまして、昇龍奨学金で村ではやっていたいっているんですが、私もちょっと、27年度ですね、決算書のほうを見て、今、教育長のほうでお話もあったんですが、貸付金が900万円で、現在3,900万円が貸付現在高ってことなんで、それで、あれですよ、原資っていうのがですね、27年で9,200万円あるということですよ。それで、例えば、その考え方として、今、利息はいただいていますよね。少ないにしてもですね。ですので、例えば、宮下さんっていう方からの本当にご厚意でこういった制度ができて、現在9,000万円ある中で貸し付けが行われているわけなんです、例えば、私も原資のことまでちょっと考えて発言しているわけじゃないんですが、やっぱり給付型の、村の独自の給付型っていうものをですね、創設した場合に、例えば、当然、この流れの中ではですね、いづれなくなってしまいうってことも想像できますし、それから、今の新しい制度の中で3分の1は、何ですか、免除しようっていう話もそうなんですが、どのお金を使うにしてもですね、まず、国の給付型にはですね、なかなか該当しない子たちがあつた場合にですね、そこを何とかですね、村の子たちには該当、外れた子たちにですね、何かやるために、やっぱり給付をね、村で考えなきゃいけない時期に来ているっていうような考えをしているんですが、そこら辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○教育長

村の奨学金は、お話のとおり無利子でありまして、このことは奨学生にとって大変ありがたいこととあります。

しかし、卒業して就職しても初任のころの給料で返還していくには、やはり厳しさもあります。特に奨学金を併用して利用している場合には、さらに負担が大きくて、父母が返還を負担したり応援したりしている、そういう状況も少なくありません。収入の少ない家庭ほど負担感が強いというふうに思います。こういう状況の中で、所得の低い家庭への経済的支援として、今のお話の貸与ではなく給与型が奨学金の必要性が認識をされてきたというふうに思います。

国の給付型奨学金制度検討チームの8月に出された中間報告では、現在の無利子奨学金の貸与において一定の成績要件を設けて対象者を選定している中、給付型奨学金の受給者にもより一層の努力を求めることは当然と考えられるというふうにしておりまして、その一定の成績基準を設定して、現在の奨学金に倣って検討するというふうになっております。

村の奨学金の場合は、選定に当たっては、在学校の校長先生、校長の奨学生推薦調書というのを提出してもらいまして、これとともに、主には経済的な理由により就学困難と認められることという経済的な要件を大事に審査をしているところであります。

現在、月々の償還事務を進めている中で、返済に苦勞している奨学生もあることを感じてはおります。

しかしながら、貴重な浄財でありますこの昇龍奨学基金が目減りをしていくということは、非常にこれもまた苦しいことでありまして、今後も大事に活用されていくためには、村の場合には、給付型ではなくて、現在のところ返還に対して補助をするという奨学金返還支援事業として取り組んでいくことがよいというふうに考えているところ です。

その成績要件の件ですけれども、村の奨学金の場合に、この成績要件というのを考えていくのは、先ほどもお話しましたように、在 school からの調書をもとにしていますので、この点について判断していくということは難しさがあるというふうにも考えております。

○8 番 (大原 孝芳) 今、教育長の答弁ですと、村独自のですね、給付型は難しいというお話と、それから、現在の昇龍のその基金っていうのは目減りをさせていっちゃまずいという、そういう、その、何ていうんですか、もう、その中でずっと、これはですね、固定的に、ある程度、もう財源を維持しなきゃいけないっていう考え方ということなんですか。

○教育長 現状では、そのように考えております。

○8 番 (大原 孝芳) 後でまた、その移住者のことも考えますが、私たちがいろいろ勉強会とかへ行っている中で、中川村にいろんな方に来ていただきたいと、それからですね、定住していただきたいと、そして若い人に来ていただきたいと、それで、そういう方がですね、一番何がネックになるかっていうと、仕事とかっていうのもいろいろ出てきますが、これがね、やっぱり教育問題だって言われているんですよ。つまり、都会で育った方々もね、田舎で暮らすにしてもね、じゃあ、子どもさん育てるにね、どこでネックになるかっていうと、そうすると、当然、彼らはね、例えば都会から来

た方は、自分たちは都会のそういった中で、水準でね、例えば親のおかげで大学も近かったとかですね、そうとも限らない、いろんな条件の中で高学歴の方々が入ってきますよね、そして、自分たちが田舎暮らしをしたら、真っ先にどこでぶつかるかっていったら、自分の子どもを育てていく中でね、例えば、田舎へ帰ってくれば、そんなにお金、多分、とれないと思うんですよ、そうしたときに、教育費っていうところでね、ネックになるって言って、私たちは、こう、いろいろ聞いているんですよ。ですので、村の政策として、将来、若い人たちにね、定住していただきたいという中でね、教育費っていうのはね、結構、その来ていただくに対してもね、その条件にはね、非常に大事な要素だと思っています。

したがって、今の段階で、私は、やりましようなんてはね、そんな答えも想像していませんが、国の制度とですね、今の3分の1の、新しいね、中でも、それだけでも、何とか子どもたちをですね、進学させてですね、とりあえず勉強だけはさせておこうっていうふうでもいいんですが、ともかく、そういった中で、何か、やっぱり中川村の魅力とかですね、やっぱり、そういう子育てというか、教育の面で手厚い一つの施策が中川村でやっているっていうことがですね、これから中川村に子育ての世代が住んでいただける条件になると思いますので、そこら辺も含めてですね、検討していただければありがたいというよりも、していくべきではないかっていうような考えがしています。ですので、今ここにいらっしゃる方も、皆さん子育てされてね、子どもさん、大学をほとんど出されてきた人、いっぱいいらっしゃると思いますが、相当、親の負担ってあるって聞いていますね。それから、今、大学の授業料も相当高かったりですね、それから、昔ほどアルバイトばかりしていると単位がとれなんでね、留年してしまうとかですね、そんなお話も聞いていますので、何のためにね、大学に行っているかわからなくなってしまうようなね、状況があるかと思います。ぜひ、中川村の教育、子育ての教育施策としてですね、そこら辺も、ぜひ前向きにですね、検討していただけるかなあと思うんですが、再度お願いいたします。方向性はどんなふうになっていくでしょうか。

○教育長 ご意見、大事に伺って検討していくと、研究していくということだと思います。

○8番 (大原 孝芳) では、次の質問にまいります。

 田園回帰の課題についてという質問をしたいと思います。

 去る9月28日に、私たち議員は長野県の町村会の都市農村共生社会創造シンポジウムという研修を受けてまいりました。その中で、明治大学の先生のお話を聞く中で、今、中川村にどんなようなことが当てはまるかなと思って、考えて質問をしたいと思っています。

 明治大学においては、何か田園回帰について相当、その今の大学の先生の研究室で相当細かい勉強をされているそうなんです、今、田舎暮らしをしたいっていう方と、それから、例えば、いろんな話題になりますが、南箕輪村にだけに人が集中しているっていうことをお聞きする中で、南箕輪村へ来ている方たちは、私が地元の議員に聞いてみますと、つまり、Iターン、Uターンではなくて、隣接している伊那市とかです

ね、それから北のほうの箕輪町とか辰野から、こう、南箕輪村に家を建てたっていうような現象だそうです。したがって、田園回帰というような状況ではないということをお聞きしました。それで、我が中川村においてはどのような人たちが見えるかという、今言ったように、どこか違う地域にアパートに住んでいらっしやって、そういった方が中川村に家を建てるという方もいらっしやいますが、現状は田園回帰に近い方が、そういう定義に該当するような方が住みついているんじゃないかと、そんなふう考えています。

それで、まず質問に入りますが、今、中川村、今、移住していただくとか、そういったことに関して、私たちも、かつて議会で銀座NAGANOへ行ってまいりましたが、現在、村では、中川村に移住をするに、向こうから連絡があれば当然対応するんですが、一番、今現在、積極的にいろいろ推進する窓口として活用しているのはどこでしょうか。

○総務課長 役場の中で申し上げますと、一応、窓口は総務課の企画広報係ということになりますけれども、内容によりましてそれぞれの係のほうへ振り分けております。例えば、空き家活用についての相談でありましたら振興課の商工観光係、それから分譲地については土地開発公社、村営住宅に関しては住民税務課の生活環境係、それから就農相談については振興課農政係というふうな形で内容によつての振り分けをして、それぞれの担当のところで相談に乗ってもらっているというのが実情でございます。

○8 番 (大原 孝芳) すみません。私のちょっと質問が悪くて、例えば、都市部ですね、都市のそういった、また銀座NAGANOとかですね、そういう窓口をどこか利用されて、何か、そういうパンフレットを置いたりですね、そんなような活動はどうなんでしょうかね。

○総務課長 都市部に対しては、長野県が今やっています楽園信州っていうのがあります。楽園信州協議会というものがありますけど、そこで、楽園信州では3大都市圏に移住相談体制を整備しているということで、その中で移住相談や移住セミナーを実施しているということでございます。

それで、中川村も、本年度、楽園信州に加入したところであります。

それで、首都圏でいいますと、移住交流センター、これが銀座NAGANOにあります。それから、NPO法人のふるさと回帰支援センター、これも東京の交通会館にございますけれども、その2カ所に対応しているということであります。銀座NAGANOでは、相談員1名と推進員1名を配置している、それから、ふるさと回帰支援センターでは相談員1名を置いているということであります。

また、中京圏におきましては、名古屋移住交流サポートデスクというのがあって、やはり推進員を1名置いていると。

それから、関西圏においても大阪移住交流サポートデスクというのがあって、推進員1名が配置をされて対応しているということでございます。

それから、長野県で申し上げますと、楽園信州の下部組織といえますか、支部ということで、今年度、上伊那広域連合の中に楽園信州上伊那支部というのができまして、

やはり相談員を配置をして、例えば職業紹介、あるいは移住といったものをセットで支援できるような体制を整えてきているということでございます。

○8 番 (大原 孝芳) 相当広い範囲で、バリアって失礼なんですけど、ネットワークを持っていただけるっていうことは非常にありがたいことだなと思って聞いていました。

そうしますと、例えば、私も研修の中で、そういうところにですね、相談とか、それから、直接、村へ連絡があったりした方々が村へお話になったときに、相当いろんなことをですね、教えてあげないと、いろいろ私たちも、失敗例とかですね、そんなこともお聞きしたんですが、ある程度コーディネートをしていくっていうことがですね、コーディネートをしてあげて、プレゼンテーションしてあげないとですね、せっかく気持ちがあったのに、そこでまた離れてとか、一番最悪のケースは、来て住み始めて、またよそへ行って借りてしまうとかですね、そんなことも過去にはあったかのような話も聞いているんですが、ですので、そういう意味を含めて、その空き家についてもいろんな、過去にもいろんな議員からも質問があったり、現在の取り組みも、現在、しっかりやっているとありますが、それから、空き家の、この前、出たのかな、所有者に対してですね、こういうふうには例えば家を貸すことができるんですとかね、例えば、今、荷物があって嫌だっていう方がですね、例えば、その荷物はですね、こういうふうにしたら、お金の問題とかですね、片づけられるんじゃないんですとかですね、何かそういうところから、まずね、所有者に対するコーディネートも必要じゃないかと、それから、当然、来た方に、一つの地域の、そういった特性とかですね、それからコミュニケーションのとり方の問題とかですね、そういった意味のコーディネーターっていうのが必要じゃないかということで、私も過去にコーディネーターの話をしましたけど、そのときの答弁はコーディネーターを設置しますっていう話だったと、本年度、設置するっていう話のように記憶はしているんですが、まず、そのコーディネーター的な人っていうかですね、職員にお願いするとかじゃなくてもですね、例えば、そういう人が必要じゃないか、必要ではないか、あるいは必要かとか、そこら辺からちょっとお伺いしたいと思いますが。

○総務課長 コーディネーターの必要性については感じてはおります。

ただ、先ほど村の役場の対応として、総務課で受けますけれども、内容によって係に振り分けるという体制で行っておりますということを申し上げましたけれども、現在のその相談の件数的に考えますと、そのコーディネーターを専門に置く、設置するというほどの状況ではないのかなあと、そこまでは至っていないのが現状じゃないかなあというふうには考えております。

それから、もう一方の所有者に対するコーディネート、これについても同様のことが言えるかと思っておりますけれども、まず、空き家の状況については、今までいろんな質問の中でなかなか物件がないというようなお話も、お答えもしてきたと思うんですけども、それで、昨年から全村にかけて空き家の実態調査を行ってきておりまして、先ごろほぼ完了をしております。ですので、今後は、所有者あるいは管理者に対して空き家の利活用などについてアンケートとか聞き取り等を行っていただけるだろうという

ふうと考えております。ですので、そういった形で対応するとなれば、やはり現状では、商工観光係とか、そういったところの担当者がコーディネート役を果たすということになるかと思えます。

- 8 番 (大原 孝芳) コーディネーターの必要性はあるということで、職員の方がですね、できれば、それに越したことなくてですね、私は別にプロフェッショナルを連れてこいというわけじゃないんですが、やっぱり所有者に対するコーディネートっていうのはなかなかできていなかったんじゃないかと思うんです。今までね。ですので、行って所有者の方に「貸してくれますか。」「嫌です。」って言ってね、そういう問答だけね、こう、だから、やっぱり貸したいけど貸せないっていう状況がね、何かあると思うんです。ですので、そこら辺をちょっと配慮してあげればですね、一歩前へ進むんじゃないかなっていうような気もしていますので、完全に拒絶する人にはね、できることじゃないんですが、ちょっと、そこら辺もこれからの課題じゃないかなと考えます。

それで、次の問題なんですが、田園回帰ということで、一番、どこの地域に行っても地域おこし協力隊の皆さんがいらっしゃって、その方々たちが非常に大きな影響力を持っていると思います。皆さん方も、役場の職員の方もですね、やっぱり、ああいいう方が入ってくると、やっぱり、今までずっと村民でいらっしゃいじゃなくて、都会から来た方がですね、やっぱりいろんな発想ができると、先ほども大草の夢クラブのほうでそんな提案があって、非常に新しい発想をしていただけたということで、協力隊の皆さんの存在価値っていうのは非常に感じ、皆さん共通して感じていただけたと思いますが、今度は、ことし1人おやめになるって聞いていまして、それで、今、2人になってしまいますかね。それで、私もいろんなところを視察させていただくと、お聞きしたりするんですけど、前、住民のね、人口にかかわらず、協力隊の人たちの数っていうのは全然ばらばらで、例えば飯島町で、いいか悪いかじゃなくてですね、12人いらっしゃるっていうんですね、協力隊の方がね、って飯島町の広報に載っていました。それから、先だって、副村長も行かれましたが、小川村のほうへ行ったら、うちより人口が少ないんですけど、5人、協力隊がいらっしゃったんですね。それで、いろいろお聞きするとですね、人数が多けりゃいいっていうものじゃないっていう話を聞くんですが、現在ですね、今、今後の予定もお聞きしたいんですが、その協力隊っていうのは、例えば今の制度で、例えば私たちが決算のときいろいろ聞くんですが、交付税でね、後で、こう、いただけるっていうような話を聞いているんですが、これは、もし村で、そういった人とね、こう、要望すれば、幾人でも、こう、お願いできるっていう、そういう制度でいいんでしょうかね。ちょっと質問事項に書いてなかったんですけど、ちょっといいですか、お聞きしても。その制度的に。すみません。

- 総務課長 制度的には可能です。

- 8 番 (大原 孝芳) 可能ですか。そうなるそうですね、例えば、中川村が現在、今、3人でやってこられて、そして1人の方は中川村に住んでいただけたら、非常にありがたい結果なんですね。それで、中川村で3人を適正としてですね、した理由もあるで

しょうし、これから29年度に向けてですね、その協力隊をどういうふうにな、お願いするかという、そこら辺の、もし今お考えがあればだし、ちょっとお聞きしたいのは、協力隊っていうのをどういうふうにな、現在ですね、協力隊の皆さんの活動をどういうふうにな捉えられているかっていうことも、もし、もっと細かく質問すれば、書けばよかったです、ちょっとそこら辺がお答えできれば、村長でも、そこら辺が、今、協力隊の、その、何ていうんですかね、必要性をどういうふうにお感じになっているかっていうこともちょっとお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○総務課長

村の協力隊は3名おりましたということなんですけど、11月末で1名が3年の任期満了ということで退任をしました。ですので、現在2名いるということで、そのうち1名は、最大3年としまして平成30年の6月まで、もう1名は平成31年5月までとなっております。

それで、2名のまま行くかということではありますが、現在、来年4月採用を予定をして、1名募集をしているところであります。

要は、その方に何をしてもらおうか、何を担ってもらおうかということですので、何人、5人6人と増やしていくということは、なかなか、その仕事の中身がありますので、そう増やすだけにはならないかなあというふうに思います。ですので、中川村は来年3人体制で行きたいというふうを考えているということでございます。

○8番

(大原 孝芳) お聞きしていいですか。その協力隊の、後で質問……。いいですか。協力隊をお願いすることに対して、何か、来ていただいてですね、何か、どういうような思い、例えば、ああ、すごいいい制度だったかなあとかですね、何かやっぱり村にとって非常に明るい展望が見られるような、その協力隊制度とかですね、そういったことがもしあれば村長にお聞きしたいと思います、いかがですか。

○村長

中川村にとってもですね、例えば、いろんな方がいらっしゃっても、自分のそれぞれの今のお仕事があったりとかっていうふうなことで、新しいこと、そう簡単においそれと、どっぷりとね、やれないというふうな事業も、状況もあるかと思えます。あわせて、また、都会のほうでもですね、もっと違う人生を歩めるんじゃないかとか、もっとほかの可能性もあるんじゃないかみたいなことで、都会で仕事をしながら悩んでいらっしゃる方もいらっしゃるかと思うので、そういう方に来ていただける、昔、以前、東京のそういうワーキングプアの人たちの組合に行って、こんな同じような相談をして、実際に面接をしたりとかいうふうなこともして、余りあれですけど、観光開発でそういうふうな形をやったりもしましたが、なかなか、給与的なこととかでうまくいかない部分もあったりするのが、実際、本当にきっちり来るのかどうかっていうのは、やや完全に安心できるということは、部分はないのか、少し、全く安心というわけじゃないのかもしれないかもしれませんが、後で、特交になるんですかね、特交で措置されるというふうな形のお話があるというふうなことなので、そういうものを利用しながら、村の中で課題があって、それを解決する体制が作りにくいというときに、都会で、新しいことを地方でしてみたいっていう人が、それをつないでくれる制度としては大変にいい制度ではないのかなというふうな思っております。

○8 番 (大原 孝芳) 非常に、中川村にとってもですね、いい制度で、3人来ていただいておって、それで、やめる方もですね、非常に一つの、中川村に住む一つ、何ですか、これから暮らしていくですね、この前もお話しましたが、何とか頑張っていきたいっていうような意思を聞きまして非常にうれしく思っています。

それで、ええとですね、田園回帰を求めて移住してきた方で、これからのどういうことが問題になるかっていうと、仕事のこととかですね、それから、さっき言った教育の問題とかっていうことが、その明治の先生は言っていたんですが、その仕事については、例えば、よくこの議場でも問題になるんですが、中川村に、例えば働く場所を設けてきたほうがいいとかですね、そういうような話も出るんですが、私たちが、この前、受けた中では、その人たちは、いろんな仕事をですね、こう、しながらですね、例えば自分の趣味的なこととかですね、それから、例えば新聞配達をしたとかですね、そして、奥様がいろんなパートに出たりとか、そういうことをしながら生活できるような、お金を貯めて、それでここで住んでいってもらおうと、それをよしとしていると、そんなような、現在、若者も大勢いるそうです。そうしたときに、例えば、これから田園回帰が進んだときに、中川村に、少なからず、そうした方々がですね、住み始めると私は思っています。そうしたときに、ちょっと抽象的な文章で、どのような未来をもたらすのかとかいうようなことを書かせていただいたんですが、そうしたときに、我々、今までずっと住んでいるような人間だとかですね、それから村民たちが、どのような心構え、あるいは、この村をどういうふうに捉えていくのとかって、そういうようなこと、ちょっと漠然としていて申しわけないんですが、村長なら答えられると思いますので、ちょっと、例えば、こういう村をですね、村になってほしいとかですね、そんなようなことを、ちょっと、もしお考えがあればですね、ちょっとお話いただきたいと思いますが、いかがですか。

○村 長 あれ何でしたっけ、小泉さんが何とかもいろいろとかっていうふうなことを言ったというのが、今、ふと頭に浮かびましたけども、いろいろ、やっぱり人生もいろいろだし、それから、その人の目指すところもいろいろだし、楽しみもいろいろだしというふうなことがあると思うんですね。それが、それぞれ自分の人生に取り組んでいけるというような、それが、あの兄ちゃんはおもしろいことをやっておるなあ、大丈夫か、心配やけど、まあ、でも、うまいこといってほしいなというふうに期待を込めて応援をしてやりながら、温かく見守りつつ応援をしてやって育ててやるというような形になって、そういう人が実際に何か成果を見出すとかね、何か、こう、いろいろ成功していくというふうなことで、それによって、また中川村にもいろんな、誰かお客さんが来るとかですね、中川村の物がまたその人のパイプによって外に出ていくとかですね、いろんなことがあるかと思えますから、多少の風変わりなこととか、多少のユニークな考え方みたいなところはですね、おおらかに受け入れて育ててやるというふうなことで、先ほどの福祉のほうのお話でもありましたけども、多様性とか、いろんな価値とか価値観とか、そういったものをお互いにリスペクトといいますか、尊敬し合い認め合う中でですね、一人一人が、差別や、そういうふうなこと、変に気兼ね

をしたりするんじゃないなくて、伸び伸びと暮らせるような、そういう村になるというのが一番ありがたいことじゃないのかなと思うところでございます。

○8 番 (大原 孝芳) 今、村長のお話を聞いていて、私たちもレクチャーを受けたんですが、今ですね、例えば村に、例えば、今言ったように、その風変わりといったようなですね、つまり、中川村にこういう人がいるから住んでみたいっていうようなね、若者が非常に多くなって聞きました。それから、そして、例えば、あの中川村に行くとこんな素敵な人がいるとかですね、そういう人たちのところに人が集まるんだよっていうことも聞きましたので、もうまさに、何ていうんですか、そういう人たちが中川村に増えればですね、必ずしや人が集まってくると、今、村長のお話のとおりかと思ひまして聞きました。

では、次の最後の質問になります。

7番議員と、ちょっと同じ質問になってしまいましたので、ちょっと再確認をしたんですが、私も新聞で見たりして非常に画期的な考え方だなあと思って質問させていただいているんですが、ええとですね、2番のほうで、ちょっと私も、新聞の記事でね、空振りっていうふうに書かせていただいたんですが、いいですかね、②のところに、つまり、よく私たちも、これもですね、議会の研修で、伊那市のほうへですね、災害時のプロの方にお聞きした中で、やっぱり行政が一番、その災害時に苦慮するのは、いつ、どのタイミングでですね、いろんな指示を出すかっていうことがですね、難しいってことを盛んに言われていました。つまり、住民たちを避難させたりですね、それから、その状況判断がですね、非常に難しいと、それは、もう、今までの過去の災害を見てもですね、そうしたときに一番怖いのは空振りをすることも一つの要因じゃないかっていうようなことを言われていました。それで、7番議員も言われたんですが、例えば、もし、そういった要因のですね、この空振りって、その人命をですね、助けなかったっていうのはアウトなんですけど、例えば予算的に、もし、こういった保険でですね、もし、この空振りをね、排除できるとしたら、これは非常に、私は画期的な考え方じゃないかなと思って新聞を読んだんですが、この空振りっていうのに対しては、あれですかね、何か、例えば村長の先ほどの答弁だと、金額的なことは余りね、問題ないと、中川村についてはですね、そして、この保険も、地震とかですね、そういったものに対しては全然だめですから、風雨とか、そういったことにしかだめだっということですので、余りこの空振りに当たらないかなあと思うんですが、そこら辺についてお聞きしたいことと、それから、村にね、ことし、避難常設しましたね、基幹集落センターですかね、そのときに実際にかかった実費っていうのは、どういうふうに、もし、ちょっとわかればいいんですが、ちょっと質問に書かなかったもんですから、どのくらい、例えば、ああいうふうに避難所を設置するとですね、実費ってかかるんでしょうかね。もし、要旨で言っていなかったもんですから、ちょっと、お答えできれば結構なんですけど。

○総務課長 まず、集落センターに設置したときの費用ですけれども、いわゆる物件費等の費用は発生しておりません。発生するとすれば職員の超過勤務手当のみということでござ

います。

それで、空振りの話が出ましたけれども、そもそも、この制度ができた背景というのは、最近、自然災害が非常に増加しているという中で、住民の生命、身体を保護するために空振りを恐れない予防的な避難勧告等の発令というものが求められるという状況になっていると、そういう中でできた制度というふうに聞いております。

予防的な避難勧告等の発令により発生する町村負担費用の一部を支払うという制度でありまして、いわゆる空振りを恐れない予防的避難の一助となる制度ということでつくられたということでございますので、ご指摘のとおりでございます。

- 8 番 (大原 孝芳) 先ほどの答弁で、まず、これに入るとも言わないし、入らないとも言わなかったように聞いていたんですが、何ですか、保険に入らなくてもですね、きちんとできるっていうことであればですね、それはそれに越したことはないんですが、一考するには値する制度じゃないかと思っておりますので、また、もし、あれですかね、やらないならやらないで、またどこかでお聞きするときあるかと思っておりますが、でも、今までにないあれですよ、制度ですね、この自治体間の中でね、だから、これだけいろんな、その地震はともかく、最近の雨の降り方もですね、異常ですので、どこかの場面ですね、もう一度、ちょっと必要ないっていうふうに断言していただければそれで結構ですし、また、入るんでしたらですね、進めていくとかですね、またどこかで、一応、聞かせていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

- 議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時10分とします。

[午後2時57分 休憩]

[午後3時10分 再開]

- 議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 中塚礼次郎議員。

- 5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしてあります移住・定住促進の取り組みについて質問をいたします。

先ほど5番と8番議員の質問の中にもありました。すみません。6番と8番議員の質問にありましたことと重複するところがあるかというふうに思いますが、通告に従って質問させていただきます。

毎年、実施されます議会と住民の懇談会が11月の8日と10日に村の将来について語ろうということを中心に開催をされました。多くの意見や要望などが出され、活発な懇談会となりました。2日間の懇談会で共通して多く出された意見では、村の将来、特に深刻な問題として、村民人口の減少、それから少子化の問題でありました。現状の人口を大きく減らさず維持していくためには村外からの移住、定住をどう進めていったらよいかということでもあります。定住を促進するためには、村内に働く場所がない、働き場所の確保はどうしても必要だ、村は企業誘致には消極的だ、村の発足

当時から企業誘致の議論はされてきた、中川村は農業が基幹産業であること、広い土地もない、水もない、道路条件も悪い、そんな条件から村内に工場団地も確保はしてこなかったなどというような経過などについても出されました。村内に働く場所、企業誘致がなければ移住・定住促進を進めることはできないのか、奈良県の東吉野村では、村内に働く場所はないが、仕事を持ってこられる人に住んでもらう取り組み、クリエイティブブリッジ構想という事業に取り組んで、その事業によって3年間で40人を迎え入れたとの事例もあります。施策を進め実践するためには、いろんな知恵やアイデアと本気度だなあというふうに思うところであります。

それでは質問をいたします。

定住促進のためには、村づくり、地域づくり、村を磨き地域を磨くことが欠かせない重要な課題であります。

中川村では、今後5年間における過疎地域自立促進の基本目標を第5次総合計画の村づくり基本目標「誰もが安心して元気に暮らせる村づくり」「村全体が農村公園の美しい村づくり」「村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり」「人々が絆を実感できる村づくり」を基本として「一人ひとりの元気が生きる美しい村づくり」を目指し、取り組むとしています。

日本で最も美しい村連合への加盟と活動は、村の知名度アップの点から移住・定住促進の大きな力となるはずであります。村民の多くの人たちの認識や誇りには残念ながらなっていないのが現状ではないかというふうに考えます。

若者が本当にこの中川村を好きになったら、仕事は自分で探し、自分でつくり出す、私たちは、まず地域を磨き、魅力的にすることではないかというふうに考えるわけです。

美しい村連合加盟による村づくりが村民全体のものとなる取り組みが非常に重要だというふうに考えます。村としての具体的な考えをお聞きます。

○村 長 美しい村連合の加盟による取り組みというものが村民全体となるような取り組みについてご質問をいただいたという形でよろしいでしょうか。

おっしゃるとおりですね、村民の皆さん方に日本で最も美しい村連合の理念を広く共有してもらうことは課題だというふうに考えております。いろんな方がいろんなふうに理解をしていただいて、いろんな取り組みをしていただいていますけれども、幅広くというところではさらに進めていかななくてはいけないのかなというふうに考えています。

連合の総会とかフェスティバルなんかに参加していただくそうですね、さまざまなディスカッションがあったり、ホスト町村やほかの町村の取り組みなんかを見たり聞いたりすることができて、大変よい刺激になります。

そしてまた、連合では、例えば東京カメラ部と連携して写真コンテストをやったりとかですね、さまざまな広報活動を行っておりますので、連合のホームページものぞいていただけると嬉しいと思います。

それから、連合として、また長野県会議として、デパートや東京、名古屋等々で

すね、観光物産展やPRイベントみたいなことをやっております。そういう場合にはですね、中川村から準会員の方に商品やパンフレットを、こういうことをやりますのでというふうなことでご提供いただいたり、あるいはまた、準会員の方自身にですね、一緒に行っていただいて、そこでPR活動をしていただいているというふうなこともございます。

そういう形で、あるいはほかの形でですね、連合の活動に参加していただいた方には、連合が何を指してどういう取り組みをしているのかというふうなことをご理解をしていただいているのではないのかなというふうに思います。

それだけでは、なかなか広がりがないじゃないかというふうなこともあるかと思えますので、村といたしましては、美しい村便りを発行して村の広報誌と一緒に配布をしていただくなど、理解を深めていただく努力をしているところでございます。

そういう広報活動に加えてですね、美しい村条例というのを定めて、看板とか、ソーラー発電施設の届けを求めるというふうなこともしておりますし、美しい村づくりにつながる活動への支援制度というふうなことを設けておりますので、そういったものも利用していただいて具体的な取り組みが広がっていくとうれしいなと思っています。

美しい村協議会というのもございまして、そちらではですね、お話に先ほど出ましたようなシンポジウムを開催したり、あるいは坂戸橋周辺でガードレールを景観色に塗りかえたりというようなこととか、いろいろな取り組みをしていただいています。

先ほども申し上げましたとおり、美しい村連合の目的というものは、単なる美化運動、景観の保全運動ではなくて、村の魅力を生かしてなりわいを育てて、村を持続可能にしていく、将来世代も村で充実して生き生きと暮らしができて、その将来世代によって美しい村がますます美しく保たれて引き継がれていくというようなことを目標にしています。経済的な持続可能性が一番大きなテーマかというふうに思っております。その意味でですね、連合加盟を自分自身のなりわいに生かそうとするような、そういう、つまり準会員という人をどういうふうに増やしていくかというのが、増やし、また、その連合を上手に使っていただくというふうなことがですね、一番大事なことかというふうに考えております。

いずれにせよ、先ほども申し上げたとおり、ここまでできたらOKだよということじゃなくて、永久に続くですね、息の長い取り組みが必要かなというふうに感じております。

- 5 番 (中塚礼次郎) 今、村長の答弁にありましたように、毎年行われるフェスティバル等にもできるだけ参加してもらおうということも、この活動を理解してもらうためにも、進めたりしていくために大変重要なことかというふうに思うわけですが、この村で行われるシンポジウムについて感じるところをちょっとお話ししたいというふうに思うんですが、せっかくやるこのシンポジウムなんですが、ことしの場合もそうですが、平日というふうな時間帯を使ってのシンポジウムは、なかなか、今、勤めの中だったりというふうなことで出席できない方もいるし、広く村民に呼びかけて集まってもらってという意味では、やる日と時間の研究をもっとして、できるだけ村民の幅

広く知ってもらえるような活動をしていくべきだというふうに考えますので、その点、いかがでしょうかね、来年度、今後、開催するに当たって、平日の設定でなくて、できるだけ大勢の人が出られるような日を設定していただければと思うんですが。

○総務課長

今年度のシンポジウムの場合は、講師の方のご都合もありまして平日になってしまったということでございます。

それで、来年度もシンポジウムは開催していきたいというふうに考えておりますけれども、具体的な日程の設定については、今のご意見も参考にしながら決めていきたいというふうに思っております。

○5 番

(中塚礼次郎) 村長のほうからも話がありました。シンポジウムについては、ことし、たまたまそんなふうな経過でということですので、できるだけ多くの村民に、この美しい村連合に加盟しているということの誇りというか、認識を持ってもらうということが大事かというふうに思います。お隣の飯島でも駒ヶ根でも伊那でも、どこでも加盟できるというものではありませんので、差別化の意味でもこれを大事にしていったらいいんじゃないかというふうに考えますので、村づくり、地域づくりは、村を磨いたり地域を磨くということで、本当にそこに住んでいる村民の人たちがその気になって取り組まなければならない問題だというふうに思いますので、そのリーダー役として、村もそういった計画を進めていっていただきたいと思います。

次にですね、移住希望者は、いろんな目的を持ち、それをどのような場所、環境の中でやりたいか、移住というのは目的と場所であると言われております。

2015年の国勢調査で、上伊那で唯一、人口が増となった南箕輪村の唐木村長は「村長就任以来、取り組んできた子育て支援の施策が実を結んできていると実感している。」というふうに述べております。交通の利便性や働く場所が近くにあることなども要因に挙げてはいますけれども、中川村から飯田や伊那へは30分の通勤圏内にあり、中川村も交通の便も決して悪くはありません。自然環境のよいところ、子育て環境のよいところで暮らしたい、そんな若者への移住・定住促進につながる中川村まち・ひと・しごと創生総合戦略では多くの施策が打ち出されております。子育ての経済的負担の軽減、若者にとって安心して子育て、子どもが育てられるか、本当に、今、深刻な問題となっています。

私は、子育て支援策をさらに強化すべきだというふうに考えます。村全体が農村公園のこの美しい村で安心して子どもが育てられる、そんな中川村を広くアピールできるようになればというふうに考えるわけですが、子育て支援策のさらなる強化について考えをお聞きします。

○保健福祉課長

それでは、私のほうから子育て支援施策の充実に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

いわゆる総合戦略の中で子育ての経済的負担の軽減として挙げましたものは福祉医療費の給付、出産祝金の給付、結婚新生活支援事業、高校生の通学に関する支援の4点ですが、そのほかにも結婚活動支援事業、子育て世代住宅取得支援事業、3世代同居等のための住宅新增改築支援、産後ケア、乳房ケアといった事業も新たに取

り組むということにしたいところでございます。また、さらに不妊治療費の補助の増額もしたということでもあります。さらには、国や県の制度や補助事業に即して保育料の多子軽減も行ってきております。

これらの事業が移住、定住にどのように資していくかということにつきましては、これらの事業の実績を積み上げた上で、評価指標や利用者の皆様の声を踏まえた事業評価を行って判断をする必要があるかというふうに思います。

村では、今申し上げたことのほかにも、従来から療育事業、未満児保育、放課後児童クラブ、バンビーニなど多様な子育て支援施策を展開しております。

子育ての支援というものは、中川村に限らず全国的な課題でありまして、地域別の差別化という点でいきますと、ややもすると競争の様相も呈しているのかなというふうに思うところであります。そういった中で消耗戦に陥らずに成果を上げていくためには、単に間口を広げるというだけではなくて、必要などころに必要な支援が届くような工夫が必要かというふうに思います。

来年度に向けましては、かねてから要望のありました児童クラブの利用料の多子軽減、それから子育てに悩む家庭に向けて支援員などの配置ができればというふうに考えているところでございますが、さらなる強化ということになりますと、それなりに財源も必要になってまいります。効果のあるよい施策を、もし、議員、お持ちでありましたら、ご提案をいただければ幸いです。

○ 5 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうからお答えがありました。効果のある案があればということですが、中川村の場合も幅広く、今、先ほど申しましたような形で、子育て支援という形で取り組んでいるわけですが、移住、定住を促進していく上では、この点がされない場合には、全く、こう、移住、定住っていうのはなかなか困難というふうに、若い人たちに移住や定住をしてもらうためには、この子育てということが非常に大事だというふうに思いますので、今後さらに支援として取り組めるとすれば、給食費の関係なんか、全額ということではなくて、ある程度の助成という補助をしていくというふうなことも考えられればというふうに私は思うわけですが、今、総合戦略の中でさまざまな新しい施策を打ち出しておりますので、課長の言いましたように、それらをやりながら、さらに子育て支援の強化に向けて取り組んでいけるように、私たちが議員としてある知恵を十分絞って一緒に検討していきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

それでは次ですが、移住を決断する条件の重要な一つに住宅の問題があるわけですが、これは空き家などもそうであります。村内に空き家の存在はあるものの、それぞれの事情によりなかなか貸してもらえないというケースが多いと聞きます。8番議員がちょっと触れましたが、私は、空き家所有者の悩みに対応する体制づくりというのがポイントではないかというふうに考えます。だし必要だというふうに考えるわけですが、現状での対応の実態と、このことに対する考えについてお聞きいたします。

○ 村 長 中川村の人口の社会的な増減、転入、転出による増減について申し上げますと、今年度については、4月から10月までの集計ということでございますけど、7人の増加

となっています。転入のほうが7人多いと、転出よりも転入のほうが7人多いというふうなことに、ことしは、本年度はなっておりますけれども、昨年度まではですね、社会減のほうが残念ながら多かったというのが実態でございます。その理由として考えられるのは、このところしばらく新規の村営住宅を建設してこなかったために、移住者を受け入れる住宅が不足したことが社会減の原因だったのではないかなというふうに考えます。このところ、ちょっと村営住宅のあきについても、前ほどの申し込みが殺到というか、たくさんあるというわけでもないんですけども、基本的に、中川村においてはですね、あきが出ると、去年あたり、去年ぐらいまでの間ではですね、すぐに埋まるというふうな状況があって、その来る希望者がいない、いなくて人口がというよりも、一番は、やっぱり受け皿の部分っていうのが一番ネックになってきたのではないのかなというふうなことを感じております。

お話の空き家、空き民家でございますけれども、村にはたくさんございますけれども、その現在の所有者っていうのは、例えば相続をしたけども本人は都会に住んでいるとか、そういう方で、村の実情についてもそんなにご理解はない方も多いかもしれないし、都会の感覚でいうとですね、村で例えば貸したり売ったりしても、そんな、それほどのお金にもならんし、貸したりなんかして、後々、家主とそこに住む人の間でいうようなトラブルとかあっても嫌だしというふうなことでですね、わずらわしいということのほうが現実に経済的なメリットよりも大きいというふうに感じていらっしゃる方が多いのではないのかなというふうに思います。そしたら売ってしまえばいいじゃないかっていうふうなこともありますけれども、それは先祖代々の場所だというふうなことの思い出もあるでしょうし、また、価格の面でもですね、都会の常識とこちらでの常識、感覚とでは随分差があって、なかなか折り合いがつかないのではないのかなというふうに思っています。

そうは言っても、いろいろ、おっしゃったとおり、家主の方の貸すに当たっての不便さというふうなことで、例えば物がたくさん入っているんだとか、あるいは水回りがあのままでは貸せないとか、いろいろな状況があるかと思っておりますので、そういったものに対しては、空き民家の活用の支援制度ということで50万円のお金でございますけれども、そういった中で、家財の移転ですとか、あるいはどこかの補修とかですね、そういったふうなことを使っていただけるというふうな仕組みもあります。今年度は、見込も含めて3件というふうな利用というふうなことになっているというふうなことでございまして、それなりにこの制度も利用していただいているのではないのかなというふうに思います。

そんなことで、空き民家の活用についてはいろいろ模索をしてきているわけではございますけれども、なかなか大きく一気に広がるというふうな状況ではないというふうなことで、村では、前にも申し上げましたけど、2種類の住宅を用意しようというふうに進めております。一つは、これまでと同様の考え方に基づくですね、村営住宅を、先ほどもお話、出ましたけども、まずは10戸で1棟の集合住宅というふうなものを考えると、それから、もう一つは、単に人口が増えるだけでいいのかというふうなこと

が、ちょっと、ずっと前から疑問でございまして、それぞれの地区において地区の担い手を募集をして、一緒にお祭りやら地区作業やらしてもらえるような、そういう体制にならないと、単に、その中川村は働く場所がないから人が来んからだめだというふうなことではなくてですね、来る人は、それぞれいろんな、別に大勢来てもらう必要はないので、自分の地区には何世帯、2世帯来てもらって一緒にやってもらったらおかげだというふうな、もっとこう、明確な具体的なイメージを持ってですね、そういう場合には、別に働き場所なんかも、現に中川村に住み始めた方々っていうのは、自分でいろんなお仕事があったりとかですね、必ずしも就職するばかりじゃないっていうふうな形で移住していらっしゃる方も多いわけですから、そういう形で自分の地区のことをイメージしていただいて、その担い手を迎え入れるというふうなことを考えていただきたいなというふうに思います。村全体でどうや、こうやっていうふうな抽象的な話じゃなくて、自分の地区の将来を考えて、どうしたらいいかっていうふうなことを考えていただければありがたいのかなというふうなこととございまして。そんな中ですね、今、2つの地区から手が挙がっておって、協議を進めているというふうな所でございまして。というのは、その地区のほうで迎え入れると、地区を挙げてみんなでそういう人を迎え入れて、応援もしてやるし、そのかわりしっかり一緒に汗を流して楽しくやろうねというふうな態勢が地区のほうになればですね、うまくいかない話ですので、そういうふうなことが成功事例になって、ほかの地区にも広がっていくような形で、持続可能な、それぞれの地区を持続可能にしていくということを目指していかなくてはいけないのかなというふうに考えているところでございまして。

○5 番 (中塚礼次郎) 先ほどの私の質問で、ちょっと、再度ちょっと確認をしたいんですが、現状をですね、空き家の所有者の悩みに対応する体制というところでは、振興課の部署で、そういった空き家の持ち主の方の悩みやなんか、こういう問題があるんでなかなか貸せないんだとか、こうしてもらえればというような相談に乗ったりする部署は振興課ですか。その点を。

○振興課長 ええとですね、空き家を貸したり売ったりしたいということで村に相談をいただく窓口としては振興課の商工観光係であります。直接、村のほうにそういうご相談があれば、村のほうで、その家主さんのご希望、要望も聞きながら、場合によっては、先ほど村長が申し上げた補助制度なども活用していただいて、お貸しをしたりということとあります。

全体的なところになりますと、前段の質問の中で総務課長がお答えしましたが、昨年からことしにかけて、村内の空き物件というか、住宅に関しての調査を行いましたので、今後、そういったところで改めて所有者の方に今の住宅を今後どう考えているのかとか、その辺の意向を聞きながら、もし貸したり売ったりというところの希望があれば対応してまいりたいというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、総務課長のほうでも、この村の中の空き家の状態が把握できつつあるという話がありましたので、この所有者に対する、この体制ですね、この点についても、ちょっと考え、どうしていったらいいかというふうなことも頭に入れなが

ら進めていただきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

次にですね、今、午前中の一般会計の補正予算の説明の中で副村長がちらりというか少し触れましたお試し住宅の件であります、このお試し移住を体験できる取り組みってというのが各地で、今、広がっているという報道がありました。

岡山県では、27市町村のうち20市町村が実施をしておいて、本格移住に結びつけるため、お試しの段階で希望者のさまざまなニーズに応えるよう知恵を絞っているとのことでもあります。お試し住宅事業は、四季を通じて希望者のイメージと現実の田舎暮らしのギャップを埋めてほしいとの思いから半年から一年と長期にわたって設定がされておいて、地元の住民組織によるサポート体制も充実しておいて、農業など等のアドバイスを受けられるような仕組みになっているようでもあります。また、短期滞在の要望が多いことも踏まえて、宿泊施設など滞在期間を自由に決めてもらうこととして、例では1世帯上限10万円、単身の場合には5万円という滞在費を補助しているという例もあります。

お試し住宅をどう確保するかの問題はありますが、私がこの質問通告をした後の11月30日の新聞報道で、たまたま飯島町がお試し居住ということで、2地区ですね、トレーラーハウスを設置するという見出しが、報道がありました。飯島町は、移住、定住による人口増を目指してお試し居住用のトレーラーハウスを飯島と、それから七久保の両地区に1台ずつ設けて、中央アルプス、南アルプスが展望できる場所に設置をし、景観のよさを売りに田舎暮らしの推進に取り組むとしているわけですが、家具や家電、それから床暖房なども完備して、布団や日用品があれば生活できるというふうなことであります。入居は来年の1月からということで、きのうですが内覧会が開かれました。私も行ってきましたが、文化会館のすぐ南の所ですが、トレーラーハウスが設置されて内覧会が行われておりました。飯島町では、移住、定住を進めるということで2012年の8月から、最初はいっている教員住宅を使って田舎暮らしリサーチ住宅ということで開始をしておいて、ことしの11月までに42世帯、82人がその田舎暮らしのリサーチ住宅を利用しているということで、近年、特にニーズが多いということで、地方創生の交付金を活用してトレーラーハウスを2台導入するというようになったというふうな記事でありました。

副村長の補正の説明の中にお試し住宅のことがありましたが、そのことも含めて、私は、この一般質問の中で取り組むべきではないかということでは一致ということですから、内容について、もし、取り組むっていうことになって補正にあるというふうな話でありますので、その点についてお願いしたいと思います。

○総務課長

お試し住宅につきましては、先ほど6番議員の質問に対するお答えでまだ詳細は申し上げられないというふうに申し上げましたけれども、その意味は、まだ準備中であるという意味でございます。それで、今、準備の段階の状況は申し上げますので、若干申し上げますけれども、お試し住宅の具体的な取り組みのイメージで申し上げますと、目的としては円滑な移住、定住並びに企業や仕事づくりを促進するために田舎暮らしや仕事をお試しできるお試し住宅を整備するというので、例えば一家、

夫婦と子どもの世帯が生活できる住宅を用意し、長期に向けての心構えや準備を進めてもらうということで、例えば一年間程度というふうな機関を切つての取り組みかなあと思います。あるいは短期滞在というふうに考えれば、また違う中身になってくるかというふうに思いますけれども、一応そういったイメージを持ちながら、あわせて近隣に小規模な宅地分譲地を整備して、お試し住宅後の定住場所の確保も進めていくというふうな考え方です。

それで、補正予算でお認めいただいたのは、それに向けての図面作成のための委託料でございます。それで、現在、県のほうに、29、来年度の事業化でありますけれども、来年度の事業に向けて要望書を、今、上げてあります。まだ認定されるかどうかわかりませんが、採択されれば29年度に県の事業で住宅整備ができるという見通しがあります。

それから、もう一つは、これは国の事業でありますけれども、地方創生の関係で拠点施設整備事業というのがあります。これについても今年度の補正で採択をされ、実際の事業実施は来年度になりますけれども、その場合でもお試し住宅の整備ができるということで、2本立てで、今、準備を進めているところであります。そのため図面作成の委託料ということでお認めをいただいたということでもあります。

それから、あわせてお試しのシェアオフィスということで、それもちょっと考えておまして、その両面で、今、検討を進めているということでございます。

○5 番

(中塚礼次郎) 中川村でもいよいよ始まったかな、始まったのかなあというふうなことで、事業への取り組みを前向きに進めておっていただくというようなことで、シェアオフィスについても議会の視察研修などして、そんな提案なども議会としても取り組んだらというふうな話も進めておりますが、村民の誰もが考えていることが、こう、人口がだんだん減って行って、若い世代がもう少なくなって、子どもが少なくなってというふうなことを一番心配しているというふうに思いますので、そういった意味で積極的な取り組みをさらにお願いをしておきたいと思っております。

次にですね、移住、定住者は、さまざまなこんなことをしたいという目的を持っているわけですが、例えば現在の働き方を変えたいとか、子育てを重視したい、自然環境のよいところで暮らしたい、自給自足の生活をしたいとか、歴史のある地域で暮らしたい、家族と過ごす時間や趣味の時間を増やしたいという、そういったさまざまな目的や希望を持っているというふうに思います。また、移住、定住に関する心配や不安、相談内容もいろいろあります。生活ができるのかどうかということや、現在の収入から少なくなることへの不安の問題、それから光熱費など生活費は大体幾らくらいかかるのか、子育て環境はどうなのか、村の移住・定住促進事業は、現在、総務課、振興課など、各部署が連携をとる中で取り組まれているわけですが、UターンやIターン者がわかりやすい窓口、部署で、移住の相談や手続ができる総合窓口としての定住促進室というふうなものを設置をして、村外への情報発信にも力を入れ取り組んでいく必要があるというふうに考えるわけですが、この例えば定住促進室というふうなものの総合窓口を設置するという考えについてはいかがかという

ことについてお聞きをいたします。

○村 長

今おっしゃったいろんな可能性のある悩みと申しますか、知りたいことというのは非常に多岐にわたるといふようなことで、役場の中でも、それぞれ、農業、就農をしたいというんだったら農政係だろうし、何か起業をしたいというんだったら商工観光だし、家を建てたい、分譲地はつていうふうなことになるのと土地開発公社だったりというふうな形に、今、現状はなっているというふうな、それで、どこか、小っちゃい役場なので、そのことはこちらとかいうふうな形で対応しているというふうなことでございます。それが1カ所にあったほうがいいのではないのかなというふうなお話ですけども、なかなか、小っちゃい役場の中で限られた人間でやっているというふうなところもあるので、それ専門でやるというふうなことには多分ならないと思うし、また、専門でやったとしても、それぞれの専門の、分譲のことだったら分譲の担当者、農、就農の支援についてはというふうな形で、その辺の協力ももらっていかなくてはならないというふうなことでございますので、そういう中でですね、おっしゃっているのは、例えば、現実的には、何か看板、その新規就農窓口ですよという看板があって、でも実態はそれぞれの担当者がつなげていくというふうな形になるというふうなことなのかな、具体的にはというふうな形かというふうなことは、今、聞きながら想像しておったところですけども、いずれにせよ、そういう看板を掲げるという形にせよですね、これから先のことでございますので、こういうふうなご意見もいただいたというふうなことも含めてですね、現実には次の村長さんと相談をして、引き継ぐ、引き継いで、そこでまた検討していただくというのが形ではないのかなというふうに思います。

○5 番

(中塚礼次郎) 小さい村なのでというふうなことと、人間的なこともあったりというふうに思うわけでありますが、移住、定住を希望する立場から考えると、やっぱりそういった窓口、総合的な窓口というものが、どれくらい規模でということは別として、必要かというふうに思います。飯島あたりは、この定住促進室という部署を設けて取り組んでいるというふうなことで、比較的積極的な、そういったいろんな提案やなんかもしながら進めているということもありますので、ぜひ、今後、そんなことも考えの中に入れて取り組みをして、中川に、このすばらしい中川村に少しでも多くの若者が来て定住していただける村づくりのためにとともに頑張っていきたいというふうに考えております。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議 長

これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時51分 散会]